

くれてきた、だからそのための経費だ、外務省はそう説明をしているようなんですが、私たちが現地で犬飼工務店さんに聞いたのは、そういった形で経費を差し引いた分の残りが利益にならない、六、四で分けた。大臣、この食い違いをどういうふうに、この追加契約の事実は御存じでありますか。大臣が答えてください。

○川口國務大臣 追加契約があつたというの聞いています。

○木下委員 この追加契約の中身はどういうものか御存じですか。

○齋藤政府参考人 お答えいたします。

追加支出は総額一千三百七十四万七千円でございましたして、御指摘のありましたように、現地の工事が終了しました後に、現地当局の手続の遅延によりまして工事関係者等の国後島からの出発がおくれました。このために、追加的な用船料、建機類のリース料、人件費等が発生したことが主な理由でございます。

なお、この国後島出発の遅延が主な理由でござりますけれども、そのほかにも、本件工事の期間中に、防犯用のアルミ製格子の増設ですとか、ネームプレートの製作ですとか、設計内容の細部に関する変更等の必要が生じまして、この関連でも約七十四万円近い追加経費が生じてござります。

○木下委員 しかし、犬飼工務店の方はこんな中身を知らないんですよ。この中身については全く関知しない。要するに、犬飼工務店の常務さんは、人件費を差し引いた一四億円で受注して、四億円、コマツハウスと日揮に丸投げして利益が全くないわけです。ですから、彼らは、そのための利益だ、そう受け取っているんです。これは後でくつつけたものじゃありませんか。

○齋藤政府参考人 先ほどもお答えいたしましたとおり、友好の家建設のために持ち込んだ建機等の資機材を持ち出すに当たりまして、必要となる島側手続に不備がございまして、その調整に一週間を要したということで、この追加経費が必要となりました。大臣が答えてください。

○木下委員 しかし、それはおかしいですね。では、例えば渡辺建設工業とそれから犬飼工務店JVのきちんとした見積書は、何月何日に出して、だれが決裁して、いつどのよう支払ったに御見積書として、この内訳はこれですか。違うでしよう。資料二と違うでしよう。

○齋藤政府参考人 平成十二年二月三日付の見積書で、一千三百七十四万七千円という見積もりがこのJVから事務局長あてに提出されております。

○木下委員 や、それはわかっているんです。だから、この見積書があると言っているんです。この中身を積み上げていくわけでしょう、見積書というの。それを出してください。あります。

○齋藤政府参考人 この十二年の二月三日付の見積書に別添する形で内訳が添付されていたようですが、ざいますけれども、これは単価に関係するということで、御提出は差し控えさせていただきたいということです。

○木下委員 そなばかな話はないでしょ、単価にかかるからって。では、単価だけ消していくと、ただ総額だけ出されても、この中身はわからぬでしょ。四億円で丸投げして、しかも二千三百万円追加契約したもののがまたそつくり使われたとすれば、両社には全く利益がないわけですよ。だから、犬飼工務店の常務さんは六、四で分割で乗せただけの、ましてやこれが消費税が入っているんですよ。ここにまで消費税が入ってますか。

○齋藤政府参考人 どのように重複してますか。

○木下委員 いや、今は重大発言ですよ。犬飼と渡辺建設がどういうふうに下請へ出したかわからぬ、承知していないなんという話はないで

○木下委員 いや、検討じゃなくて、実はこれに伏線があるんです。

○齋藤政府参考人 事務局の方で下請がどこかと要するに、鈴木宗男さんが、ムネオハウスの現地へ行ったときに、帰りに船の中で地元の業者が一人もいないと言つてどなつたわけですよ、なぜ地元業者にやらせないんだと。地元業者、全く行つていないのでですよ。さっき言ったように一度帰りの船の中で鈴木宗男さんがどなつたという話は、もうこれまで何回も委員会に出ました。要するに、その時点で、地元の受注した二社に利益が全く出ていないことを知つて、そして宗男さんが圧力をかけたんじゃないですか、利益が出るようにしてやってくれと。違いますか。

○齋藤政府参考人 この追加支出につきましては、先ほど申し上げましたように、島側の手続の遅延によりまして国後島からの関係者の出発が一週間ほどずれた、そのために必要となつたリース料ですとか用船代ですか人件費等だというふうに承知しております。

○木下委員 いや、そんな答弁じゃダメですよ。犬飼工務店さんは、きちんと利益が出ないからそこの分で利益を確保した、六、四で分けたと言つているんですよ。

○木下委員 お、この中身を見ますと、これでは全く利益が出ていないでしょ。四億円で丸投げして、しかも二千三百万円追加契約したもののがまたそつくり使われたとすれば、両社には全く利益がないわけですよ。だから、犬飼工務店の常務さんは六、四で分割で乗せただけの、ましてやこれが消費税が入っているんですよ。ここにまで消費税が入ってますか。

○木下委員 いや、今は重大発言ですよ。犬飼と渡辺建設がどういうふうに下請へ出したかわからぬ、承知していないなんという話はないでしょ。本当に承知していないですか。そんな責任な話でいいですか。どこへ行こうがそれは知らぬ、今の答弁はそうですよ。それでいいんですか。把握していないんですか、本当に。それは無責任ですよ。

○齋藤政府参考人 事務局の方で下請がどこかというのは把握していると思いますけれども、私どもとしてはそれ以上のことは承知していない、こまかに申し上げた次第でございます。

○木下委員 まさに無責任ですね。下請に出したのは知っているけれども、金額がどうなつたかぐらは承知していないと答弁にならないでしょ。大臣どうですか、今の答弁。

○杉浦副大臣 一般論でございますが、国内の請負事業でも元請が下請を使うのはもうほとんど見られるケースなんですが、元請者と下請者の間がどういう契約で、金額が幾らでというのは、それは元請業者と下請業者の契約関係に基づくものであります。発注者がそこまで踏み込んでチェックできることには、一般論としては聞いておりません。

○木下委員 いや、私は一般論を聞いているんじやなくて、この案件についてきちんと把握しているんです。国民の税金が使われている。一般論で話したってわからないでしょ。そういう問題になつてゐるんです。全部調査しなきゃわからないでしょ。どうですか、大臣。一般論はいいですよ、もう。

○木下委員 委員会の御指示で調査しろということであれば、協力が得られるかどうかは別にしませんか。きちんと答えてください。

○齋藤政府参考人 渡辺・犬飼JVが下請にどういうふうに費用面で対応したかということを私どもは承知しておりませんけれども、追加支出の性格については先ほど申し上げたとおりでございませんか。

○木下委員 いや、今のは重大発言ですよ。犬飼本体契約四億円で下請へ出して、元請業者がその金額で丸々下請させるというのは、常識では考えられませんですね。

○木下委員　いや、だから問題になつてゐるんですよ。きちんととした手続をして、ある程度の利益を確保してやられているならわかるんですけどけれども、そうじやない異常な状態で受注して丸投げしているから問題が起こつてゐるんです。

○ 齋藤政府参考人 ほかにも幾つかござります。では、もう一度聞きます。このムネオハウス以外に追加契約というのには、ほかの案件ありますか。

○吉田委員長 今、木下委員から話がありました
が、杉浦副大臣からも御答弁がありましたよう
に、追加受注についての見積書を提出していただ
くようにお願いいたします。

○齋藤欧州局長、
○齋藤政府参考人 今委員長から御指示がござい
ましたように、対応させていただきたいと思いま
す。

島のディーゼル発電施設九千四百二十一万円、
揖島ディーゼル発電施設四百九万円、国後
ディーゼル発電施設四百六十三万円、国後島
桟橋改修五千六百六十七万円、これが私が調べた
中でわかつているところです。そのほかにもあ
はずですので、ひとつきちんととした資料をよろ
くお願ひしたいと思います。

るそうです、例えば函館や室蘭から持ってくるのに。
要するに、わずか一億円ぐらいの船を、その函
館の業者とか室蘭の業者がつくるには一千万余分
にかかるのですね。こういう一項が入っているが
ために、違う業者は、ああ、我々は無理だ、これ
は花咲港に会社がありドックがある根室造船さん
だなど。要するに、それを想定して一項を加えた

○齋藤政府参考人 ほかにも幾つかござります。

のに「いても出してくわ」と声で二三言しているんですね。そして、ロシア支援室の方では連絡が来まして、ほぼそろいました、出せます、しかし上の方の決裁がありますからと。そして上に上がったら、いつの間にか出せないという話になつて伝わってきているんです。

税金ですよ。なぜ出せないんですか。
○齋藤政府参考人 資料の提出の御要請に対しまして必要な手続を省内的に経る必要があることは御理解いただけると思いますけれども、ほかの案件につきましてどの程度追加支出が、なぜ必要であったかということについては、手續を踏んだ上で資料を御提出できると思います。

入っていました。
さらに、次の資料五の一に「建造仕様書」、
れを見せてもらつたところ、五の一に「本船は
渡し後、平成十年一月十七日までに「北海道花
港」に回航し就航可能な状態において係船の
と。」それから三番目に「上記」一、「二に係る回
業者の手配及び費用は一切造船所の負担と
る。」四、「国後島への入域手続、回航業者の帰
の交通確保は船主が行うこととする。」こうい

と。次に、希望丸の国後島回航の際に必要となりますが伴走客船につきましても、これまでの北方四島住民支援に用いられた船舶の例にかんがみまして、根室花咲港より出港することが想定されていましたこと。この二つが挙げられると思います。

○木下委員いや、そんなことはみんな業者さんですはわかっているのですよ。だから、函館からも業者さん、説明会に行っている。あるいは室蘭からもう行っている。それは、こんな一項がなければ、

外務省の前で張りついで、とにかく出せ、そしてこれが出てきたんです。当初は、これも全部色をつけていなかつたです。そつくりそのまま出てきました。何も黒で消していなかつたものが出でました。そして資料一、「これについても後から出てきました」と書かれています。それから資料三についても後から出てきました。何でムネオハウスだけ出て、違うのが出ないんですか。同じ資料があるはずですよ。何でこれだけ出て、違うのが出ないんですか。これは一晩で出してくれたんですよ。粘つたかいであった。出してください、同じもののを。

まして、これについては重要な情報だと思います。
ただ、先ほど委員がおっしゃられた、下請にどういうふうにお金が行つたかということについて
は、杉浦副大臣も答弁いたしましたように、これ
は普通の商慣行の中で、その先についてという
は役所としてそれを入手できる立場にあると思いま
せんので、それについては御遠慮させていただ
きたいと思います。

○木下委員 では、その資料をひとつよろしくお願
いしたいと思いますが、一応、簡単に私が調べ
た部分だけ申し上げます。追加支出ですね。色丹母

時、入札に応募したのは約八社か九社あったそ
です。そのうち、稚内、室蘭、函館、こうした
ころの造船所も当初は説明会に来た。しかし、
咲港へ持ってくるには、そこから船を回してこ
ければいけない。約一昼夜かかるそうです。し
かも、その上に、花咲港へ四日間ぐらい係留しな
ればいけない。このための保険料あるいは人賃
花咲港へ係留しておいたためには、船員の皆さん
ホテルかあるいは船の中に泊めるか、あるいは
事代、経費、いっぱいかかります。約一千万か

自分のところでつくるですぐ持ってきていいと言った
ら、一昼夜かけたってすぐ直接古釜布へ運べはい
いぢやないですか。一昼夜ぐらいしか違わないで
すよ。この一項が加わったために、約一千万経費
がかかる、これでは自分たちが受注しても利益が
出ない、だからやめておこう。最初からそんなこ
とはわかっていますよ。花咲港にしたと
とは、根室造船を念頭に置いてやったわけでしょ
う。おかしいと思いませんか。大臣、どうです
か。
○川口国務大臣　どういう経緯でこの花咲港とい
うことが入ったかということについて調べてみた
け、花なうとをかかげた。

第一類第四号 外務委員会議録第四号 平成十四年三月二十一日

いと思いますが、これに関連しては圓部参与が調べられていて、その報告書には載っていないので、資料があるかどうかについて、ちょっと私わかりませんけれども、聞いてみたいと思います。

○木下委員 できるだけ早急にそのいきさつを教えていただきたい、明らかにしてもらいたいなと思います。

この条項だけ読むと、本当に根室造船しか受注できないのですよ。今言ったように、やはり一千万かけて花咲港へわざわざ係留して、船員の皆さんおっしゃったように、早急に明らかにしてもらいたいと思います。

それから、時間もあれですので、もう一つ。

私は、根室へ行つてびっくりしたのは、これまで北方支援、人道支援と称して多量の燃料が送られておりました。この燃料について、私が調べただけでも、一九九三年二千トン、十月に一千五百トン、一九八九年三月に四百トン、一九九八年八月に二百五十トン、十月に七百五十トン、十二月に千トン、二月に千五百トン、二〇〇〇年九月に一千トン、二〇〇一年九百トンという形で、莫大な燃料が送られております。

この数値をちょっと出してもらいたいのですが、これで間違いございませんか。

○齋藤政府参考人 北方四島に対します燃料供給は、合計十三回、合計九千四百トンでございま

す。

○木下委員 実は、私もびっくりしたのですが、私も昨年八月にビザなし交流の一員として色丹島へ行つてまいりました。そこで見たのですけれども、確かに発電所がある、ですから燃料は多少かかると思うのですが、恐らくドラム缶で貯蔵してあると思うのですが、こんなに北方四島で、住民の皆さんもそれほど多くありませんし、それから、何せ工場がそれほどないわけですね、発電を使うなどの。色丹島に限つていえば、缶詰工場一

つしかないのです。それも二十人ぐらいしか働いていない。ほとんど休止状態になつてているんであります。

それを調べてみましたら、実はとんでもないこ

とを私は根室のガソリンスタンド経営者から聞きまし

た後、ロシアの人たち、もちろん日本人と結託し

て、今度はカニのロシア船に積んで、そしてそれを劍路まで持つてきて、ガソリンスタンドに卸し

て安く売っている、こういう話を聞きました。

それで調べました。実際、何軒からもそういう

話を聞きました。人道支援で持つていって、要す

るに余っているのです。そんなに使わないのでは

す。しかも、本当に使うのは冬ですよ、暖房はあ

れですけれども。ですから、色丹島はもうそんな

ソリンスタンドに卸している。こういうことを、

私は何軒もガソリンスタンドから聞きました。あ

るいは内部告発もありました。この実態について

どう思いますか。把握していますか。

○齋藤政府参考人 日本側が供与した燃料が日本

側に戻つてきているという話は、今初めて伺いました。

○木下委員 そうしますと、この燃料というの

は、どういう形で島側から来るのですか。例え

ば、毎年何トン欲しい、そういうようなきちんと

した見積書なり実績なり、そういうものを、

ちゃんと過去の実績を見た上で判断されて決裁して

いるわけですか。その辺はどうなっていますか。

○齋藤政府参考人 個々のケースごとに、どのく

らい欲しいという要請を受けて実施しているといふふうに理解しております。

○木下委員 それは過去の実績、例えば色丹島で年間にどのくらい使う、あるいは国後島でど

ぐらい使う、そうしたもの、過去のデータをきらんと把握していますか。その上で、例えば、今年度なり来年度なりの要請に基づいて余り差がないという形での判断をされていますか、どうなんですか。

○齋藤政府参考人 そのときそのときの要請に改めて当たつてみたいと思いますけれども、私の記憶する限り、緊急に必要だということで、停電が何時間も続いているといったようなせつば詰まつた状態で要請に接して供与しているケースも何件かあったかと思います。

○木下委員 いわば、向こう側の要請があれば、要するにもう無条件で出すということですね。ですから、そういう形で、十分な調査もしないで要請されればどんどん出すというような形で、実は余っている、それが日本に還流してきてガソリンスタンドで安く売られている。この点、大臣、じっくり調べていただきたいと思います。

○川口國務大臣 外務省としてお調べできることについては極力と思っておりますけれども、この件につきましては、国後島とおっしゃいましたで

しょうか、北方四島からドラム缶が戻つてくると

いうことと自体については、外務省としては恐らく把握できないだろうと思います。

その上、外務省として、それが、カニが中に

入つていて、私は個人的には油まみれのカニはおいしくないと思いますが、カニが中に入つていて

ガソリンスタンドで売られているということにつ

いても、これは外務省の所管の範囲を超えるの

で、何かができるかどうかというのは当たつてみ

ますし、関係の省庁にも情報は御提供させていた

だみたいと思いますけれども、このことについて

は、外務省で調査して何かがわかるということは相

当に難しいのではないかという印象は持っております。

○齋藤政府参考人 いたしましても、外務省としては、再

三再四申し上げていますように、支援委員会をめぐる北方四島への支援が望ましい形で行われてい

たとは私は全く思つておりませんので、これにつ

いては、今専門家の委員の方に専門家会議をやつて、調査といいますか、新しいやり方について御検討をこれからやるところでございますので、今後については適正にこれが行われるように、これは私はきっちり見届けたいと思っております。

○木下委員 いや、調べられないと最初から言わ

れちゃったら、これはそれほどいかげんな話はないので、調べられるところはやはり調べてもらいたい。恐らく、燃料を受注したところが何らかの形で関与している可能性があるわけですから、そこをきちんとやはり調査してもらいたいなと思

います。大臣、どうですか。

○川口國務大臣 調査をしないと申し上げているわけではなくて、一番最初に申しましたように、できる範囲でできるだけ調査はさせていただきました。

できる範囲でできるだけ調査はさせていただきました。

宗男さん関連の、いわゆる後援会の会社です。

もう既に廣木建設はいろいろな形で名前が出ておりまます。それから、テラジマも宗男さんのところの有力後援者で、献金を毎年十二万円ずつ出しています。それから、葵建設ですか、これは四十万円ずつ毎年出しています。それから第二工事についても、もちろん渡辺建設工業は、これはもう再三名前が出ています。岩清水建設あるいは高橋組、これらもすべて鈴木さんのところへ献金を出している。

要するに、ここまでこういったところへ、これは道厅関連ですからあれですが、私も調べましたところ、かなり鈴木さんの影響力があつたということですので、これについては承知しておりますか。大臣、いかがござりますか。質問通告がな

いたいなと思います。時間でございますので、また改めてこの問題は追及させていただきます。どうもありがとうございました。

○吉田委員長 次に、土田龍司君。

○土田委員 わはよ、ござります。まず、国際関係に入る前に、外務省改革について、全体像についてお尋ねをしたいと思います。

去年の一月一日に松尾事件が新聞で報道された、直ちに外務省は外務省改革を進めるべく、有識者によって改革の議論がなされ、それで去年の六月でしたか、外務省改革要綱ができ上がりました。それから、一週間に一回か四週間に一回か覚えていませんけれども、その進捗状況を確かめながら外務省改革に取り組んでこられて、昨年の十二月の二十一日にその進捗状況について文書でまとめて報告があつたということですね。

川口さんはまだそのとき大臣じゃないんですねども、その発表された内容につきましても、去

年の十二月に外務省から出された文書ですから、よく内容はわかるわけですが、全体的に外務省改

革の現状について、全体像を言っております。それから、領事業務の抜本的改革、三番目が情報サービス拡充に向けた取り組み方、外務省人事制

度の改革の骨子、それから最後に在外会計経理に関する体制強化等々、何ページでしょうか、私が持っている資料だけでも二十ページぐらいになる

分量ですし、その内容をざっと読んだだけでも、大変な改革案といいましょうか、時間もかかるで

しょうし、非常に大幅な改革案が書いてあるわけですね。多分お目通しになつていて思いますが

れども、大変な量だと思います。

この改革につきましても、外務省を挙げて、五千人の職員の方を挙げてやらなきやならない大変な量でもありますし、例えば人事制度につきましても、大きな分野で五項目、例えば一番の例を挙げますと、平成十四年八月の人事異動から省内公募制を試験的に導入していくんだと。それから、

初年度は本省、在外合わせて約五十のポストを対象にする等々、たくさんあるわけです。

この改革案、今言いましたように大変な分量の改革案が現在どのように実行されているのか、あるいはどのくらいのめどで実行なされるのか。大臣が聞いておられる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思うんです。

○川口国務大臣 実は、杉浦副大臣がこれについては一生懸命になさっていらっしゃいまして、杉浦副大臣、今ちょっと別な委員会に出なきゃいけなかつたので、本当は副大臣からお答えするのが一番いいと思いますが、今委員がおっしゃっていただいたように、これまでに外務省はさまざまなもので改革を進めてきております。

例えば、今委員がおっしゃっていただいた平成十四年の八月までにという公募制でござりますけれども、これについては、この前、一月の最後の日に、公募ポスト五十を省内に全部公表をいたしまして、これは省内それから在外ポスト両方含みますけれども、これについて今希望を募っている

最中でございまして、これを今後整理し、そして

複数の希望者がいますので、かかるべく選考をい

ます。十九日に二回目が終わって、いろいろな

お話をいたしました会計につきましても、役務とそれから

物品の調達についての「元化」ということをやつております。一元化のうち、物品については「元化

れども、これについては今後、まだこれからやる

ということです。

外務省のための「十の改革」のペーパーを出す前に、今まで出された紙については全部目を通しました。それで、杉浦副大臣からも、何はやって何

は今検討中で、ということともきれいに色分けをして紙をいただいて勉強いたしました。

今どれくらいの比率で既にやっているということとはお答えできないんですけど、これはもし

必要でしたら、杉浦副大臣が、今度御質問の機会がありましたときにでもきちんとお答えさせていただくということですが、総括して申し上げれば、今まで出たことで、やるべきことについては

着々とやっているけれども、まだまだやらなければいけないことがたくさんある、そういうことだけ

と思います。

○土田委員 前大臣の田中外務大臣にも去年何回か御質問したことがあるんですが、田中大臣は余

り興味をお示しにならないで、概略的なことしか御質問しただけ終わったわけですが、ペーパーをお読みになつただけで終わつたわけです。今回、杉浦副大臣がおやりになつてい

て、概略も私は聞いているんですが、いずれにしても非常に膨大な量であるということには違ひないし、時間もかかるだろうということなんですね。

さらに、今回、鈴木宗男さんの問題が出たり、

あるいは先ほど質問があつたようないろいろな不

祥事が出て、そこで大臣は新たに外務省を変える

会を立ち上げて、今二回の会議が終わったところですね。十九日に二回目が終わって、いろいろな

内容がほとんどまだ実行に移されていないのに、何か問題が出てきたから今度はまた「変える会」をつくるというような気がしてならないんですね

が、その点はいかがですか。

○川口国務大臣 屋上屋では全くございませんで、私は「変える会」の、十の改革という骨太の方針をつくらせていただいた段階で、過去の報告あるいはその後の進捗状況について読みましたけれども、私の一番の感想は、何をいつまでにやるということについて全く書かれていないという

ことが問題だと私は認識をいたしました。

一番最初の、河野大臣の一番最後のときに出た紙につきましては、これは非常にいいことをお書きになりますけれども、多少フォーカス、焦点の当

て方が、当時いろいろな不祥事件がありましたので、お金の使い方を中心にして、それにどういふう

紙につきましては、これは非常にいいことをお書きになりますけれども、多少フォーカス、焦点の当

て、対象が少し狭く扱われていたと思います。それで、その次のものについては、やはりこれは、私は改革について民間企業でも携わった経験があ

りますけれども、何をいつまでにやるということを明確にしなければ先に進まない。

改革が実際に難しい理由は、まじめに考えてもたくさんあるわけです。それをやはりやっていく

ということがこれは大事でございまして、したがって、「変える会」においては、十の改

革、骨太の方針に私は書かせていただきましたけれども、それから、この間第一回の会合のときに

も言いましたけれども、具体的に何をいつまでにやるということをつけて、その目標についてもで

きるだけ具体的に、数量的に入れて出してくださ

いということを申し上げております。それからさ

らに、それが本当に意図されたペースでやられて

いるかどうか、実行されているかどうかといふこ

とを、今後「変える会」を、また会合を開いてそれをチェックしていただくとともに、骨太の方針に書いてあります。

したがいまして、私の意図は、具体的に実行することを目指し、それを書いたわけですが、抽象的にこれをやることが望ましいという形での報告書ということは、私はこの段階においては全然意味がないと思っています。

ということで、屋上屋ということではあります。他、そういうことをいろいろ含めてございます。したがって、屋上屋ということでは全くない、あるいは、屋上屋であるならば私はやるつもりはなかつたということを申し上げたいと思います。

○土田委員 屋上屋かどうかというものは判断の違いもあるかもしれませんけれども、しかし、今回新たに、例えば政と官の問題とか、あるいは、何か今おっしゃいましたね、それなんかだって、今回不祥事が出てきたから追加されただけであつて、新たに外務省を変えるんだという意欲に燃えてやられているような感じが私はしないんです。だから、外務省の一貫した方針というのは、何かが発覚すればそれに対しての対処療法はするけれども、根本から変えようという意識は、私には見えてこないんですね。

今大臣が、この「変える会」で一番大事なことは期限を決める事だ、アクションプログラムを決めてやれということを指示を出したというふうにおっしゃいましたけれども、この「変える会」の答申だって、夏ごろまでには回答を出してくだけないと。いわゆる六ヶ月もかかるわけですね。どちらかというと、国民の気持ちが、少し忘れ去られるのを待ったころに出でてくるようなという印象さえ受けるわけでございまして、もっと早くできることで、別に二週間に一回会合を開いて夏までかかるてやらなくたって、できることはど

んどんやれるわけですので、ちょっと時間的にゆっくりしているのかなという感じが私はしております。

そこで、前回の改革会議のときも言われた、あるいはそのときの委員の方も何回も言われた、今回、「変える会」の一回目の会合、二回目の会合も通じて言われたことの一つが、やはり外務省の意識改革だと言っているんですね。外務省の職員の意識を変えないことにには、こんなこと幾らやつたてもう無理だというふうに言われています。この意識改革について、大臣はどのように考えていらっしゃいますか。

○川口国務大臣 まず、委員が先ほどおっしゃったことで、報告が八月では遅過ぎるではないかと、いうことでござりますけれども、これも骨太の方針をよく読んでいただければわかるかと思います。この意識改革については、まだ三カ月、したがいまして、五月にとりあえず出すということをきちんとお書きをしているのは、報告書を待つことなく、やることはどんどんやるということを言っておりまして、これ以上、まあこれはいろいろ主觀があつて、なる思ひますから、外務省を変える気がないというふうにおとりになられても、それはいろいろありますからやむを得ないのかもしれないけれども、わかりいただきたいのは、私もそれから外務省の職員も、これを変える必要があるといふふうに思つて今行動をしている、そういうことでござります。

今大臣が、この「変える会」で一番大事なことは対応してしか動かないのではないかとおっしゃられますが、私は今の段階は、今起こっている諸問題について、それが二度と起こらないようにするということが第一の段階としてすべきことであると思います。

それから第二の段階として、外務省としてよりよい外交をやるために、例えば組織はどういうもののがいいかといったような次の段階のこと、これにつきましては、「変える会」の委員の方か

ら第一回の会合のときに、この骨太の方針の十項目以外のことをやってはいけないのかと、いうお話を既にございまして、私の方は、これに對しては、とりあえず起つたことが再発しないようになります。

そこで、前回の改革会議のときも言われた、あるいはそのときの委員の方も何回も言われた、今いかということを先行させていただいて、その後のより未来志向的なことについてはその次の段階に御議論いただきたい。それも御議論いただけない、ぜひとの委員の方々にお願いをしたいといふことも申し上げているわけです。

それで、御質問の意識の改革の点ですけれども、これは、私も意識の改革というのは非常に重要な点だらうと思います。骨太の方針の項目の二番目にこれは挙げさせていただいております。

これのために何をやるかということについて、この意識の改革というのは、言葉ではずっと言われてきていることでございます。これについて若干既に取りかかっているということは、例えば、外交官試験ではなくて公務員試験で採用を既にし、た、これはこの四月から入省する人たちですけれども。ということもありますし、それから三百六十度評価といいますか、上だけではなくて下からも評価をするというようなことも、これは既に今行われているわけでございまして、そういったことをどんどん今やっているということです。

そのほか、ここには、研修の話ですか、それからルール、慣行が民間のあり方と比べて大分違つている点については、それを変えた方がいいというようなことも書いてござりますけれども、意識の変革というのは、単純に研修やその他で解決ができる話ではなくて、ここに書かれているよ

うなすべての改革、十の改革全部、これをやることによってじわじわと意識の改革が行われ、しばらくたつ後で、外務省は変わったなというふうに国民の皆様に思つていただけるというのが私の目標でござります。

○土田委員 大臣の答弁としては、私はそれでいふふうに、それをもって公務員をやめていただくと、いうことが可能かどうかということでござりますけれども、もちろん、御本人がそういうことでやめますというふうにおっしゃれば別ですけれども、公務員の身分というのは、公務員制度できちんと整理がされているわけでございまして、大臣の個人的なといいますか、大臣の思いで公務員法に書いてあることと違うことをすることはできません。

今大臣が研修をするんだとかいろいろ言われました。そのときに責任をとるということは、民間会社でいえばやめるということなんですね。会社をやめなければならぬ。これが一番の責任のとり方であつて、私たちもそういった意識を持っています。

ところが、外務省の責任をとるというのは、單なる配置転換であつて、場合によってはさらには、民間会社でいえばやめるということなんですね。会社をやめなければならぬ。これが一番の責任のとり方であつて、さらにいいポスト、大使に行く方もいらっしゃる。こういったことをやつていれば、大臣は就任早々それをやりになつたわけですけれども、意識改革というのになかなかできないと思うのです。やはり、人事についてしっかりした責任のとり方を見せなきゃならないのですが、その点はどうですか。

○川口国務大臣 おっしゃったことは、人事が意識を改革する上で重要であるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

その上で、それでは、ポストを外すということ以上に、それをもって公務員をやめていただくと、いうことが可能かどうかということでござりますけれども、もちろん、御本人がそういうことでやめますというふうにおっしゃれば別ですけれども、公務員の身分というの

いという、身分保障はきちんととしているわけでござります。そういった公務員法の範囲内で、私としてはやるべきことをやりたいと考えております。

○土田委員 若い人ならそれでいいと思うのですが、事務次官とか官房長になりますと、別に公務員法があるからということでなくたって、もつと若い年代でどんどん民間に行っている方がいらっしゃるわけなんで、それはもう、むしろやり方によっては可能だと私は思っておりますよ。ですから、人事について、そういった、もうちょっと厳しいといいましょうか、わかりやすい形でおやりになることが意識改革につながるというふうに私は思っておりますので、あえて申し上げたいといふふうに思つておりました。

それからもう一つは、報償費の問題で、百八十九
せんが、幾つか思い出した点があるのですが、
ブームの問題について、大体これはもう決着が
ついたというふうにお考えになつてゐるのでしょ
うか。この年度末をもつて国庫に返納するんだと
いうふうなことをおっしゃつていていた問題。
それからもう一つは、報償費の問題で、百八十九
ある在外公館全部に査察を入れるんだ、あるいは
同じようなブームがないのかどうか調べるんだ
というふうなことを、前の大臣も、多分川口大臣
もおっしゃつたと思うのですが、これについての
進捗状況といいましょうか、これはどうなつてい
ますでしようか。

○川口国務大臣 ブームの問題につきまして
は、これは職員の方からお金を自発的にといいま
すか出していただいたというふうに私は理解をし
ていまして、その金額が必要とされる金額に匹敵
する、あるいはそれを上回る金額が、職員の方あ
るいはOBの方もあったと思ひますけれども、か
らお金をいただいているというふうに聞いていま
す。

今、これは最終的な時点でもだよつと確認は
していませんが、最後に私が聞きましたのは、幾
ら納入すべきかということについて、これは金利

を幾らと見るかというような細かい計算があるようとして、それについて今精査中であるというふうに聞いておりますけれども、実態としては、そういう金額が最終的に固まり次第これはいつで払える払いができる、払いといいますか、国庫にもお返しをできる状態になつては私は理解をしています。場合によつては、これは確認しております。既にほぼもう金額も固まりつつあるのかもしれません。

それから、全公館に査察をするという件でございますけれども、これは、日常ベースで査察といつのはやっています。ということがありまして、

私が今考えておりますのは、全公館に外部の方公認会計士の方に加わっていただきて査察をするということですございまます。これは骨太の方針にお書かせていただきました。

と、外務省のもう至るところにブール金があつたということですね、大多数のところでブール金を持つていたわけですから。ところが、外国に行くとそれがないということになると非常に不便を感じて、多分僕はブール金をつくったんじやないかというふうに思うんです。思うというか、國民の人はやはりそう思っていますよ。本省だけがやつていて、外国にある百八十の在外公館はそういうブール金をやっていなかつたというのは、どうもやはり解せないというふうに思うんです。

だから、前回の外務委員会で言つたのは、一回問い合わせすりやいいじゃないかと。大使が知らないかもしれない、公使も知らないかもしれないけれども、担当の一等書記官や課長クラスは、やれば知つてゐるわけですからね。そういうことをなぜやらないんですかという話をしたことがあるんです。だから、堂々と乗り込んでいて査察するまでもなく、ブール金が本省で発覚して大問題になつた、ならば在外公館でもやつてあるから、そういうのをやりなさいよといふうに言つた。それについてどうでしようか。

〔委員長退席、首藤委員長代理着席〕

○川口國務大臣 これにつきましては、當時どういう調査をしたかということについては私は承知をいたしておりませんけれども、私が外務大臣になつて今までに、そういうことについてはあつたということは聞いておりません。

○土田委員 外務省の不祥事の事件が出たのは去年の元日でしたけれども、その前の沖縄サミットのときに不正があつたんじゃないかという、ソリーケといいましょうか、これは新聞の投書があつたというふうなことで、読売新聞が調査を始めて元日に出したということなんですが、今回の外務省の一連の事件を見てみますと、鈴木宗男さんに関するNGOの問題の発覚点は、あれは大西さんだったと思ひますけれども、それ以外の事件のチクリによって発覚をしてきているわけですね。

なく、ブール金が本省で発覚して大問題にならば在外公館でもやっている可能なら、そういうのをやりなさいよといつた。それについてどうでしょうか。

ところが、このチクリによって、私は、国家に向かうと思うんです。外務省はかたくなにそれを隠そうとする、悪いことは見せまいとする。しかしながら、そういうチクリがあることによって國民の前にさらされ、それで改善されていく。だから、結果的にチクリはいいわけですけれども、しかし、外務省としては、かたくなにそれ以外のことは一切出さないようにしているという感じがしてならないんですね。

今回、鈴木宗男さんの問題に関しましても、国会でいろいろな資料要求があつたり、出しなさい、出しなさいということで、それまでの非公開にされていた文書が出来始めたおかげで、こういったいろいろな出来事がわかつてきたわけでして、ですから、外務省にとっては悪いことかもしれないせんけれども、今言つた國家國民にとっては非常にいい方向に、よくなつてきているというふうに私は思つてゐるわけです。

ところが、国会で問題になつておりますように、あるいは新聞社が言つておりますように、外務省の資料の出し方が、何回も質問があつて答弁されたと思うんですが、やはり偏つてきているというふうに私も思つてゐるわけです。

今回、鈴木宗男さんを排除しようという決意をされた。外務省はしましたね、決意を。それまで、外務省の職員の方に何回も聞きましたけれども、やはりまだ鈴木さんが議員としている限りはなかなか怖くて物が言えない雰囲気があるんですねという話があつた。しかし、今回、どこかの時点で、外務省は、鈴木宗男さんを排除するんだけど、いう決意をされた後、鈴木さんに都合の悪い資料をどんどん出してきてる。それによつて我々も審議し、国会で追及することによつて、鈴木さんはとうとう離党したわけでござりますけれども、この外務省の資料の出し方について、自分の都合の悪いことは出さない、鈴木さん不利なことは出してしまえ、外務省に関連することはちょっと控えようという意図がやはり感じられるんです。

これは何回も質問されることは答弁されたと思うんです。どういうふうに感じいらっしゃいますか。

○川口國務大臣 まさにそういう御質問は今まで何回もいたのですが、私のお答えは、そういう意図は全くないということです。

お考えいただいててもおわかりいただけると思いますけれども、鈴木議員について御都合が悪いと国民の皆様があるいは国会の皆様がお感じになられる資料がもしあったといたしまして、その資料の反対側にいるのは外務省でございますから、これは外務省にとどても同時に、そういう言い方で申し上げれば大変に都合が悪い資料であるわけです。

それで、一般的にどういう考え方で資料をお出ししているかということについて御説明をさせていただきたいと思いますけれども、まず、外務省の資料で秘扱いになっている資料というのがございます。これは、外交を行っていく上には、相手の関係する国々との関係というのは非常に大事でございますので、これはルールに基づいて秘扱いしております。相手の国との関係あるいはその個人のプライバシーの問題がかわっているという場合もございます。いずれにいたしましても、情報公開法に基づきましてお出しをしないこととされている資料、これは外務省で秘扱いになってるわけです。

それならば、今回、そういった秘の資料について、なぜ秘の指定の解除をして特別にお出しをしたかということです。これは、国会が国政調査権に基づいて資料を要求なさっているということをきちんと踏まえまして、外務省として公益性のためにいかなる態度をとるべきであろうかということについて、片方で秘にしなければいけない必要性と、それから他方で、国政調査権による調査ということとの関係でどうすべきかと真剣に悩んだあげくお出しをしている資料でございまして、したがいまして、これは、国会の御要求があつて、それに基づいて、今申し上げたような

考え方で整理をした上、お出しをしているということです。

それから、もう一つの種類の資料というものは、調査をするということで調査をいたしまして、そのため、これについて確信をいたくために、ある幾つかの資料は必要であったということで、これは秘の解除をいたしまして、直接こちらからお出しをしています。

それから、全く違うこといたしまして、先ほど委員がおっしゃった、中からリーグを、漏えいをしている資料ということがございます。これについては私は非常に好ましくないことだと思っておりまして、外交を扱う外務省として、中からどんどん資料が出ていくことがありますと、相手の国からの信頼、あるいは外務省にお話しをしていて、相手の方との関係でも問題になりますということは、相手の方との関係でも問題になります。個人的な情報も漏れてしまう。これはもう全く望ましくないということです。

それで、一般的にどういう考え方で資料をお出しをいたしましたときには、さまざまに人に会ってさておりました。これが全部表にしてしまうといふ場合は、個別の個人的な信頼の関係ということがござります。相手の国との関係あるいはその個人のプライバシーの問題がかわっているといふ場合は、個別の個人的な信頼の関係ということがござります。相手の方との関係でも問題になります。個人的な情報も漏れてしまう。これはもう全く望ましくないということです。

私も、海外において大使館に勤務をいたしておりましたときには、さまざまに人に会ってきました。これが全部表にしてしまうといふ場合は、個別の個人的な信頼の関係ということがござります。相手の方との関係でも問題になります。個人的な情報も漏れてしまう。これはもう全く望ましくないということです。

別に対話を逐一出してくださいというのではなくて、日本側の代表である外務大臣がどういうふうに言つたかと。田中眞紀子さんは、その当時、全部その一問一答が出ているのに、田中大臣は全部その一問一答が出ているのに、田中大臣は言つていないと。だったら、外務省、その田中大臣が言つたところだけ資料として出しなさいと言つたけれども、出さなかつたわけですね。今回も同じようなことがやはり言えると思うんですよ。例えば、ODAに関して、今問題になつてしまつたし、これについては「変える会」に御検討をいただいて、報告を出させていただきたいと考えております。

〔首藤委員長代理退席、委員長着席〕

○土田委員 リークがよろしくないというのは、上に立つ人から見れば当然のことなんでしょうが、先ほど言いましたように、このリークのおかげで、外務省は好ましくないと思うかもしれませんけれども、国家にとっては非常によかったことがあります。DAに関する問題、領土問題に関する秘密取引あるいは裏取引があつたんじゃないかという感じが

するから、その資料を出してくださいと要求したところでも、これは調査をいたしました。

それで、調査の結果について一部は既に、私もかかわらず、外務省は相変わらず出せないと。これはどういった理由ですか。

○川口國務大臣 まず、ケニアの話でございます。同時に、去年、田中大臣が大臣就任直後にいろいろな外国の外務大臣と会われて、「言つた言わぬの話がございましたね。大臣も当時閣僚ですから、その辺のいきさつもある程度御存じだと思います。

どちら、やはり、外務省にとってはよくなかつたけれども国民にとってはよかつたということになれば、国民の方が優先するわけですから、その辺もお考え願いたいと思うんです。

○川口國務大臣 まず、ケニアの話でございます。同時に、去年、田中大臣が大臣就任直後にいろいろな外国の外務大臣と会われて、「言つた言わぬの話がございましたね。大臣も当時閣僚ですから、その辺のいきさつもある程度御存じだと思います。

それで、調査の結果について一部は既に、私もかかわらず、外務省は相変わらず出せないと。これはどういった理由ですか。

○土田委員 あの問題はいいんですが、外交文書の中で、鈴木さんがそういったことを発言した

とすれば、日本全体がだまされていたわけでございまして、外務省も含めて、やはり、国家の方針、外交政策、これが問われかねない根本的な問題だから、こういった問題になってきたと思うんですね。

○土田委員 あの問題はいいんですが、外交文書の中で、鈴木さんがそういったことを発言したとすれば、日本全体がだまされていたわけでございまして、外務省も含めて、やはり、国家の方針、外交政策、これが問われかねない根本的な問題だから、こういった問題になってきたと思うんですね。

ですから、相手の言葉だけでなくて、こちらからした発言も言えないというのはわかりますけれども、しかし、それでは、外務省の情報によってすべての人たちが、外務省以外のすべての人たち

がいわゆる踊らされているわけですよ。外務省の情報だけでやってしまっているということになりかねませんので、これは、前回の田中真紀子さん

の言った言わない問題よりもはるかに重要なことだと私は思っているんです。

では、例えば公電については、外国で首脳会談

がありますね、公電で、外務省の幹部の方々に、

それぞれ、どういった話し合いが行われたかとい

うのは多分數時間後には連絡が行くと思うんです

が、政府だけでなく、例えば自民党的三役と

か、僕はよくわかりませんが、例えば自民党的外

交部会長とか、そういった方々にもその公電とい

うのは行くでござりますか。

○川口国務大臣 これは、公電は行かないと私は承知しております。

○土田委員長 ということは、政府・与党的自民党

の幹部の方にも行かない、あくまで外務省の方だ

けの文書として終わってしまう、そして、それは外交機密扱いだということになると、やはり僕は外交

政策に大きな影響を与えてくると思うんです。

ですから、この点については、別に自民党的三役

に行つた方がいいと言つておられるんじゃないです

よ。そんなことはどうでもいいんですけども、

特に、今回問題になっているブーチン大統領とイワノフ外相問題について、検討中だということ

で、その答弁はそれでいいんですけども、ぜひ

前向きにひとつ答弁をお願いしたいと思います。

きょうはせっかく外務省の角崎審議官にお見え

いただいているんですが、支援委員会と青年交流

委員会についてお尋ねしようと思ったんですが、

もう時間ですよね。ですから、御足労いただきま

したけれども、大変申しわけありません、時間がなくなりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○吉田委員長 この際、お諮りいたします。

保坂展人君の質疑に際しまして、政府参考人として外務省大臣官房審議官黒木雅文君の出席を求めて、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○吉田委員長 御異議なしと認め、よって、そのように決定させていただきます。

○吉田委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

私は、ODAをめぐって、特にアフリカ、ケニアのソンドウ・ミリウダム水力発電所のことについて、引き続きお聞きをしておきたいと思いま

す。

ただいま外務大臣からもお話をたよに、そ

れは決算委員会の方で資料については要求をし

て、前回に検討をされているというふうに聞い

ておりますので、なるべくそこはダブルなよう

に、中身について聞いていきたいと思うんです。

まず、外務省の全体の報告書の中で、いわば総括的に「鈴木議員の意向が突出した形で重視さ

れ、同議員の意向を推し量り、それを無視し得ないものと受け止め実現する方向に動かざるを得ない雰囲気が省内に存在していた」、これは西田局

長、全体についてこういうはつきりした記載が外務省報告書にあると思うんですけども、経済協

力局全体としてはどうでしたかということをもう一回確認したいんです。

○西田政府参考人 わたしをいたします。

ケニアのソンドウ・ミリウに関する報告書には

そのような記述はなかったというふうに記憶して

おりますし、経済協力局の仕事をしていく過程の

中において、これまでも累次御答弁をさせていた

だいておりましたが、鈴木議員は当時、自由民主党

の对外経済特別委員会委員長という要職におられ

ましたので、他のしかるべきポストにおられた議員の方々と同様、緊密に、必要に応じ御報告等をさせさせていたいたということでござります。

○保坂委員 ちょっと川口大臣に伺いますが、一

番分厚い、三月四日の報告書の一番上についてい

る、今私が読み上げた部分、「鈴木議員の意向が

突出した形で重視され」という部分、これは前書

きじやないですか、川口大臣の。これは、ソンドウ・ミリウの部分については一切かかわらず

ドウ・ミリウの部分については一切かかわらず

かねませんので、これは逆はどうですか

おくれたということとは、これは逆はどうですか

ね、ブレークじゃないでアクセルの方は。早く進

めようという、これはいかがですか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

多くの場合、御案内のように、事務方におきま

して所定の手続等を進めたある段階に至つて、大

体党の方に御報告し、御了解を得るという手続に

なっておりましたので、スピードを早めろという

ようなことがあったというのは、少なくとも私が

承知している限り、記憶にはございません。

○保坂委員 ただ、おくらせることがあったとい

うことになると、アクセサルを踏むこともあったの

ではないかというふうに私は推測をするわけです

けれども、さらに伺います。

○保坂委員 たまたま御報告等をされたとい

うことになると、アクセルを踏むこともあったの

ではありませんが、これは鈴木議員にかかわらず、歴代の

委員長あるいは委員長代理などの方々、あるいは

自由民主党の对外経済特別委員会ですか、こち

らの方に、これは鈴木議員にかかわらず、歴代の

委員長あるいは委員長代理などの方々、あるいは

自由民主党の对外経済特別委員会で、この

会場などに説明に行くというのは慣行であったと

いうふうに局長はお答えになつているんですけど

けれども、ケニアのソンドウ・ミリウ水力発電所につ

いては、まず最初にこの对外特別委員会に説明に

行かれたのはいつだったんでしょう。

○西田政府参考人 済みません。記憶にございま

せんので、それは調べて御報告いたしたいと思

います。

○保坂委員 これは調べていただけるということ

ですが、それでは、説明に行つたことがあったか

どうか、あるいはそれが一回か複数回か、そのく

らいいかがでしょうか。

○西田政府参考人 記憶が必ずしも定かではございませんが、この案件をとりたてて議論をしたと

いう記憶は必ずしもございません。

○保坂委員 西田局長が局長になられる以前もこの事業は計画されて遂行されていますから、ぜひそこは調べていただきたいと思います。

そして今度は、九八年の七月に小渕内閣が成立

をしました。そして、その時期に鈴木議員は官房副長官になって官邸に入られる。同時に、外務政務次官には武見敬三さんが就任をされておったと思います。武見外務政務次官が九八年の九月にケニアを訪問しているんですが、このときには当然、ソンドウ・ミリウの案件について、ケニアの先方と会うときに話題になっているというか、手持ちの資料などにきちっとこれは記載をされてやりとりがあったんでしょうか。九八年です。

○西田政府参考人 私、今の時点で承知をしておりません。御質問を想定しておりませんでしたので、調査をしておりません。

○保坂委員 それでは、そのときの発言応答要領というのですかね、こちらの方を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

担当の地域局と御相談の上、お答えをしたいと思ひます。

○保坂委員 それでは、中東アフリカ審議官にお願いをします。

一つは、これはケニアやタンザニアなどのアフリカの国ないし日本でもいいんですけれども、鈴木議員が主催された会に、鴻池組、日本工営などの業者の方が参加されたのかということをお尋ねしましたところ、鴻池組の関係者については、ケニアとタンザニアで招待状の中にお名前があつた、こうお答えになっていますね。来たかどうかは確認ができるおりませんということができたが、その後、確認はされましたでしょうか。ケニアとタンザニアの会合というのは、いつ、どこで行われたどんな会合なんでしょうか。

○小田野政府参考人 お答え申し上げます。

一九九九年の八月に鈴木官房副長官が訪問いたしましたケニアとタンザニアの両国におきまして行事がございました。

ケニア、それからタンザニアにあります日本大使館及び両大使館を経由いたしまして現地の鴻池組に確認いたしましたところ、ケニアにおきましては、鈴木官房副長官が鴻池組関係者と食事、宴

席をともにしたという事実はございませんでした。タンザニアにおきましては、同副長官が出席しました在留邦人との懇談会に、鴻池タンザニア株式会社の社長が参加者の一人として出席いたしております。

日本工営の関係者につきましては、鈴木官房副長官のケニア、タンザニア訪問時に、食事、宴席をともにしたことはないと承知しております。

(保坂委員) 「済みません、ケニアはなかつたですか」と呼ぶ) ケニアはございませんでした。タンザニアにつきましては、出席いたしております。

○保坂委員 そうすると、タンザニアの方の招待状に基づいて在留邦人の会に出席をされたということですけれども、こういった招待状とかはどちらがつくつておられるんでしょうか。

○小田野政府参考人 これは、現地の日本大使館の方でリストを作成しまして、それで招待状を発出したというふうに承知しております。

○保坂委員 私の方でとても気になるのは、では、これは中東アフリカ審議官に引き続きお願いをいたしましたけれども、ケニア友好議連というのが発足をしておりますよね。九九年の五月です。友好議連の会長に鈴木議員が就任をされていますね。友好議連というのは、発足すると大体は、大使館にちょっとどいさつに、行くのか、あるいは来てもらつて、このときはもう官房副長官でいらっしゃいましたか。在京のケニア大使館とのやりとりが

あるのが普通だと思うのですね。どうでしょうか、地域課の記録では、そういうやりとりはありましたか。在京のケニア大使館とのやりとりで

いたしました。在京の大企業と友好議員連盟との関係につきましては、第一義的には、在京の外国の公館といいますか大使館の外交活動の一環でもございますし、それから、友好議連そのものにつきましては、友好議連の活動でございますので、ちょっとその辺につきましては、私ども改めて確認をしませんと、今の時点ではすぐにわかりかねる状況でござります。

○保坂委員 もう少し率直に答えていただけますか。

これは、その当時、内閣官房副長官ですから、官邸を預かる官房長官の補佐役として、大変政府の要人なわけですね。その政府の要人がして友好議員連盟を設立するわけですから、これは、お会いになつたかならないかとか、大使館の訪問を受けたか受けないかなんというのは、すぐ、もう今わかっているんじゃないですか。全くないという感触なんですか。どうでしょう。何にもしゃべらずに議連できるんですか。

○小田野政府参考人 友好議員連盟でございますので、官房副長官の立場とは別にして、恐らく議員としての活動であったのではないかというふうに承知いたします。

○保坂委員 ですから、議員としてやる活動でも、その議員が要人なわけですから、外務省としては、これはそれこそいろいろなフォローを考えるでしよう。あるいは、要請があればそれをするでしょう。要請などなかったんですか。全くノーツッキということですか。

○小田野政府参考人 今の件につきましては、手元に資料もございませんので、調べさせていただきます。

○保坂委員 それで、さらにお聞きしますが、本委員会のケニア視察が行われました。そしてその後、鈴木議員の方はタンザニアの方に向かわれていますね。その日程については詳細なものを出し

ていただきましたので、これはこういう日程だったんだなということがわかりますけれども、さて、チャーター機で、これはタンザニアの空港か

だ、在京の大企業と友好議員連盟との関係につきましては、第一義的には、在京の外国の公館といいますか大使館の外交活動の一環でもございますが、これが外務省からは鈴木議員にだれとだれが同行しているんでしょうか。東京からわざわざ、この日程に合わせてぴったりケニアで待ち受けられたんでしょうか。ちょっとお名前を。お二人同行されたと聞いています。

○小田野政府参考人 御説明いたします。

去年は、タンザニアに参りましたときには、当時のアフリカ第二課長が同行しております。これは、昨年の十二月ですけれども、東京でアフリカ開発会議の閣僚レベル会合というのが予定されておりましたので、ここに对しましてハイレベルでアフリカ各国から出席をお願いするということもございましたので、その件もあわせて同行いたしました。現地で一緒になつたというふうに承知しております。(保坂委員「一人だけですか。もう一人」と呼ぶ) 一人だけだというふうに承知しております。

○保坂委員 私、ちょっと勘違いをしていまして、小田野審議官は同行していないんですね。それで聞こうと思つたら、外務省の控室の方から、その同行されていたのは経済協力局の黒木審議官ですというようなお話があつて、それだったら委員会に来てくださいということで、今お呼びして委員長に議決いただいた、こういうぐらいなんですよ。今まで一人と答えたので、どういうことなんですか。

○小田野政府参考人 今、チャーター機というお話をございましたので、チャーター機でタンザニアに参りましたのは、東京から参りましたアフリカ第一課長ということでございます。東京から行きました者という意味でいうと、今申し上げた課長でございます。

お話をございましたケニアにつきましては、衆議院の外務委員会の派遣ということございまして、たので、それはまた別の話でございます。

私自身は、出張には参りませんでした。

○保坂委員 それでは、黒木審議官、来ていただいているですね。黒木審議官は、当外務委員会、ケニアで待ち受けられた、これは当然だと思うのですが、その後、鈴木議員の日程等に同行はされなかつたんでしょうか。

○黒木政府参考人 お答えいたします。

昨年九月の外務委員会の調査団のお世話をすることについて、私はケニアに同行いたしましたけれども、それ以降の鈴木先生の日程には同行いたしておりません。

○保坂委員 そうすると、これは外務省の方の間違いということですかね。私、同行していたのは

というお話があつたので、ちょっと。では、そう

いう混乱があつたのかもしれないですね。

では、小田野審議官に続けて聞きますが、これは、課長の方は公務で行つたということですね、アフリカ開発会議、これを成功させなきやいけない。たまたまその時期に、外務省としてもやらなければいけない時期に鈴木議員がケニアにいらっしゃつて、そして、タンザニアにも、あるいはその後南アにも向かっているんですが、これは公務であるとすれば、どうして鈴木議員のチャーター機に乗せてもらうということになるんでしょう。外務省が公務として位置づけるのであれば、外交であれば、これはしっかりと外交の費用は持つ、こういうふうになつていらないんですか。どう

いふことですか。

○小田野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、アフリカ第一課長は、ケニアに参りました衆議院の外務委員会の調査団といいますか、派遣団と一緒にになりました。そしてその後、タンザニア、ボツワナそれから南アフリカというふうに回りました。

タンザニアそれからボツワナ、南アフリカでの移動につきましては、全体の日程が短いこと、それからアフリカ域内では商業便の便数が多くないということにかんがみまして、鈴木議員よりチヤーターマchineを使用したいというお話をございました。鈴木議員が予定しております各国大統領

との会談に円滑に対応する必要性もございましたし、またアフリカの特殊な交通事情にかんがみまして、チャーター機の移動に合わせて担当の課長が回るという事情もございましたので、申し出に応じまして便乗をいたしました。

ただし、アフリカまでの往復の出張につきまし

ては、これは外務省の方で負担しております。

○保坂委員 これは何かおかしいと思うんですね。要するに、公務であれば、これはわざわざ行かなればならないほどの公務であるわけですね。だから外務省から、アフリカまでの旅費は持ったということですね。そして、チャーター機

を飛ばさなきゃいけないぐらいに鈴木議員も忙し

いし、そしてまたその忙しい鈴木議員に要人に会つてもらうわけですから、大統領とかそれぞれ会つてもらうわけですから、そうすると、チャーチャー機の費用も外交の一部として外務省が支払う

という話にはなつてなかつたんですか。鈴木議員の好意に甘んじる、こういう関係だったんですか。

○小田野政府参考人 お答え申し上げます。

チャーター機の費用につきましては、外務省は負担をしておりません。(保坂委員「答えてないじゃない」と呼ぶ) それですので、鈴木議員側の申し出に応じまして、チャーター機には便乗させていただきました。

○保坂委員 外務大臣、どう思いますか。

いや、外務省から行つたのが悪いと、私はそういう角度で言つているんじゃないのです。外務省の説明をそのままに受け取ると、これはたまたまその時期に、アフリカ開発会議ですか、重要な外交案件がありましたと。したがつて、担当課長をつけて、むしろタイムリーな絶好の時期だったというわけですよ。そして交通も不便である、だからチャーター機で移動すると。

○保坂委員 公務であり外交だと言つてはいるわけですから、

どうしてそれはチャーター機の費用を鈴木議員の好意に甘んじるみたいなそういう関係になるんですか。何か貸し借りみたいでおかしくないです

か。外交であれば外交、公務であれば公務で徹するべきじゃないですか。どうしてそういう変則的なことになるのですか。

○川口国務大臣 まず、チャーター機に乗せていただいたということござりますけれども、こういった交通が不便な地域で、会談に同席をすると

いった交通が不便な地域で、会談に同席をすると

いうことが少なくとも目的の一つであったわけですから、別に行動をするとなかなか難しいという

ことになるだろうと思います。ということで、多分この場合は、チャーター機に乗せていただきしか手はなかつたんじゃないかと思います。

そこで、料金の負担問題ですけれども、本来からいえば、ここで外務省のこの職員は何がしかの、これはチャーター機でございますのでどれぐらいいがその分かということで難しいですけれども、負担をするということが望ましい姿であった

だろうと思います。

ただこれは、結果的にはそういうことで負担はしなかつたわけですけれども、国会議員が、これ

は倫理法に照らしてでは問題があつたかというと、そういうことではなかつたということ、恐らく、これは私の推察でござりますけれども、チャーター機は、飛ばすということになるといずれにしても費用は決まった額がかかるわけで、そこに一人乗る、乗らないということで費用に変更が生ずるわけではないということがあつて、あるいはこういうことでもいいと鈴木議員の方がお思

いになつたのかなあかったのか、そこはよくわかりませんが、本来、適切な姿というのは、やはり外務省がかかるべき金額を出張旅費としてお出しするということが適切だったと思います。

○保坂委員 このチャーター機のチャーター代は幾らですか、審議官。

○小田野政府参考人 チャーター機をアレンジする段階におきましては、信頼できる飛行機会社がどこであるかとか、そういうことでお手伝いを申し上げました。その後、契約につきましては鈴木事務所の方で行いましたので、正確な金額については私どもが承知いたしておりません。

○保坂委員 大まかで、大まか幾らぐらいですか。全然相場がわからないのですか。

○小田野政府参考人 大体の金額しかわかりませんが、相場といったしましては、大体五万ドル程度であつたのではないかというふうに承知しております。

○保坂委員 五万ドルですか。スズキホールの七万ドルも驚いたけれども、五万ドルですか。これ

はあれですか、外務省は、こういう公務であつてもチャーター機を飛ばすくらいの費用は出ないです。どうですか、出るの。

○小田野政府参考人 今のお話は鈴木議員の話でございますので、議員がいろいろと動き回る際に、外務省がチャーター機の費用というのは持つことはありませんが、それ以外に、いろいろと大臣とかそういう方が、交通不便などころで、あるいは日程が限られているといった場合には、場合に応じて使うことはあるのではないかと思いま

す。

○保坂委員 それでは、黒木さんと小田野さんに伺いますけれども、このチャーター機の旅程の中で、予算委員会でも言いましたけれども、タンザニアの中でつくられている無償援助の道路、マクニーンゴロンゴロが、きのう入札があって、鴻池が落としましたという会話があるじゃないですか。佐藤大使との。これは、西田局長にそのときは答えていたいたんです。そういうことは会話としてあるんですという話でした。それで、鈴木議員がよかつたという話をしているわけですから。

○保坂委員 どうですか。日常不斷にそういう入札情報とか現地の大使が細かく教えて、また彼がキャッチするという関係にあつたのでしょうか、お一人にちょっと伺いたいと思います。特に黒木審議官は、ケニアの現地にも行かれていますので、どうなんでしょう。

○黒木政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、タンザニアは私同行しておりませんので、タンザニアでどういう

話があつたかというのは承知しておりませんが、ケニアにおきましては、到着時に外務委員会の調査団一行に対し現地の当時の青木大使の方から、ケニアの政治経済状況、日本との関係等についてブリーフィング、説明がありました。その中で、特定の案件についての入札状況等についての説明はなかったと承知しております。

○保坂委員 西田局長伺います。

ちょっと、今の話は大変私も驚いたんですが、こればかりやつていらしゃるんで次に移りたいと思いますけれども、事業がおくれたことで約三十億円、いわば予算が多くかかるようになったということについて先日もお尋ねをしたのですが、これについては即答はできないということだったのですが、その後わかりましたか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

その後、調査を深めまして、次のようなことが判明いたしましたのでお答えをいたしたいと思います。

そこで、発電運転が当初予定されておりました二〇〇三年三月から当時の時点で少なくとも一年半程度おくれると見込まれていたことから、このおくれによるケニア電力公社、これは先方の実施機関でございますが、その逸失利益、つまり得べきりし利益でござりますが、それが約三十億円。これは、一年半分の発電量に売電単価想定でございますが、乗じた額というものを積算しまして、約三十億円に相当するという説明が行われたというふうに事態が判明いたしましたので、御報告いたしたいと思います。

○保坂委員 その三十億円という損害は、もうケニア電力公社に既に発生をしている、動かしがたい、こういうふうに考えていいですか。

○西田政府参考人 お答えをいたしました。

○保坂委員 その三千億円の損害は、もうケニア電力公社に既に発生をしている、動かしがたい、こういうふうに考えていいですか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

な損失はどこにも生じていないということです。

○保坂委員 いや、そうすると、普通は工事とい

うのは、早く終わつたらいいのですが、大体工期

ぴったりに終われば大体想定した額でおさまるで

しょうけれども、いろいろな変動要因もあります

けれども、しかし、一年半とか二年おくれれば當

然費用は多くなるんじゃないですか。それが三十

億円ということではないですか。費用は多く

なっていらないですか。一年半、二年という尺度

ですよ。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

第一期の工事につきましては、委員御案内との

おり、八割以上進んでおりまして、それなりに順

調に進んでいるというふうに我々は理解をしてお

ります。したがって、そういう意味におきまし

て、工事の遅延に伴うわざ損失というものが現

時点で現実に生じているというふうには理解をし

ております。

○保坂委員 私は、これは議論を整理してみる

と、特に、鈴木官房副長官がケニアへ行きまし

た、そして債務削減はなしでよと言つて念を押し

て、それを確認したという役割を、外務省の事務

方の下準備のとおりに果たされたという話はそ

とおりかなどというふうに理解をしています。しか

し、その債務削減はなしでよという条件 자체がユ

ニスコの選挙と絡んでいたということ、これは果

たして国際社会においてどういう日で見られるの

かなという懸念を感じるわけですね。借金を返す

のだな、そして返すのであれば百五億円つけてあ

げるよ、であれば日本を支持してくれという、何

かこれは余りいい印象を持たれないのじゃないか

といふに思います。そのことの答弁はきょう

は求めません。

そしてさらに、すぐにこれは事前通報されてい

ますね。事前通報されて、ここは外務省の報告書

では九ヶ月というふうに書いておられる部分もあ

りますし、通常だと数ヶ月というふうな記載もあ

りますけれども、本来であれば、作動させますよ

ういう事前通報から交換公文、円借款の契約まで

きちつと見定めて、そして入札が行われる、これ

が本来の姿ですね。どうしてこんな変則的なこと

になってしまったのですか。ちょっとここが、疑

念が持たれた大もとだと思いますよ。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

これはまさに、調査報告書をおきました最も重

い事項を、調査報告書をおきました最も重

いように、事前におきました最善の調査等を行な

べきは当然といふに考えております。

他方、この件につきましては、先ほどから累次

御説明しておりますように、結果として、その後

に出てきたりいろいろな問題に対応するがゆえに起

きたものだといふことでござりますのと、それか

ら、従来から非常に、このようにいわば期分けと

いたりましたねということです。このようなプロ

ジェクトで、かつ今回もケニアのいわゆる電力状

況は非常に悪い、場合によっては十二時間計画停

止に出てきたりいろいろな問題に対応するとい

うことでやつておりますが、このようにいわば期分けと

いたります。

そこで、この件につきましては、先ほどから累次

御説明しておりますように、結果として、その後

に出てきたりいろいろな問題に対応するがゆえに起

きたものだといふことでござりますのと、それか

ら、従来から非常に、このようにいわば期分けと

いたりますね。

そこで、この件につきましては、先ほどから累次

御説明しておりますように、結果として、その後

に出てきたりいろいろな問題に対応するがゆえに起

きたものだといふことでござりますのと、それか

ら、従来から非常に、このようにいわば期分けと

</

のかどうか。はつきりしないのですね、これ。大
使みずからがそういうことをされていたのでしょ
うか、あるいはそういう問題意識というのは余り
なかったのかどうか。そのあたりはいかがです
か、人権問題。

○黒木政府参考人 人権問題あるいは環境・社会問題につきましては、現地のNGO等からいろいろと問題の指摘がされておりまして、それに対し大天使も含めた我が方の大天使館、一体となってケニア側に対しているいろいろな改善措置の要請を行ったり、あるいは問題があるときは問題点の指摘をする等して対応してきているというふうに理解しております。

そもそも事の起こりは、私がこの間些

うな、財務構造の問題に立ち至る前に環境の問題、特に、水量が著しく減ることで近隣住民の影響がないのかとか、そういう声がケニア現地でも上がってきたわけですね。もちろんそこに、かつて国会議員だった方がいらっしゃったりとか、政党間の対立であるとか、そういう要素はあったでしょう。しかし公平に見て、これだけの規模の発電所ができるのに影響がないわけではないわけで、影響があるのではないかという動きや報道、発言などはこれは保障されなければならない。それが保障されないようなODAは四原則に反するわけですね。

これについて、やはり今まで以上に厳しく、また今、そういう声がきっちりと保障されているかどうかについても、日本政府としてはしっかりとケニア政府に物を言っていくべきではないか。これまでもちょっと不十分過ぎたということが大きいと思います。いかがですか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

特に環境問題、人権問題、このような発電所をつくるに際して、それに対する悪影響というものが、ODAの世界のみならず国内においても大変に大きな関心を引いているということは、我々も十分に承知をしております。

御指摘の本件につきましても、先ほど黒木審議官からお答えしましたとおり、現地のNGOを初

今後聞いていく体制はきちんとしたいと思いま
す。

具体的には、今回、青木前ケニア大使と、そなから、前コンゴ大使で、今、支援委員会の事務長の高野さん、二つとも召致したこと、こういうこと

○保坂委員 終わります。

○吉田委員長△後一時三十分から委員会を開いて、休憩いたします。

○黒木政府参考人 人権問題あるいは環境・社会問題につきましては、現地のNGO等からいろいろと問題の指摘がされておりまして、それに対し

地の住民の方、それからNGOの方等々に参加していただいて自由に意見を述べるという形を恒常的につくるシステムと「ものもつくるよう、ケニア側とは協力をやってまいりました。確かに、当初、立ち上げの時点で必ずしも一〇〇%、十二分でなかつたという面がもし仮にあつて、見直す機会があれば、もう少し手を加えておけばいいのではないか」と、立派な反省の言葉を述べました。

午後零時十一分休憩

この際、お諮りいたします。

員中川正春君の質疑に際し、外務省大臣官房長北
本件調査のため 本日 政府参考人として 委

島信一君、大臣官房審議官佐藤

備局長漆間巖君、公安調査庁次長柄木庄太郎君、

海上保安庁長官繩野克彦君、委員土田龍司君の質疑に際し、外務省歐州局長齋藤泰雄君、委員松本

善明君の質疑に際し、法務省刑事局長古田佑紀

君、委員東門美津子君の質疑に際し、外務省大臣官房審議官原田規二郎の出席を求り、それぞれ説

官房審議官原田新任君の出席を求める
明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありま

せんか。

○吉田委員長　御異議なしと認めます。よって、〔異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決しました。

○吉田委員長 質疑を続行いたします。中川正春

君。此其一也。

○中川(正)委員 民主党の中川正春です。

は事前通告がないんですけど、大臣、一度お

考え方をいただきたいというところがござります。

それは参考人の質疑に関してなんですか。この委員会の進行の中で、それぞれ、理事懇あるいは

理事会でさよなら、この際には、直接事情を聴

取するという意味で参考人を呼ぶべきではないか
ということで、大体、与野党問わず話が一致して
おります。

第一類第四号

外務委員会議録第四号 平成十四年三月二十二日

○中川(正)委員 先ほど事務局にも確認をしたんですが、では、この支援委員会なるものの組織というのはどういう議決機関をもつて運営されてい るかということになると、委員会なんですね。 その委員会の主たるメンバーというか、メンバー というよりも、その委員会を意思を持って動かし ているというのは日本国それからロシアなんですね。そういう意味から、私は、十分に関連があ るといいますか、さっきの答弁は間違っていると いうふうに思うんです。どうですか。

○川口国務大臣 関連があるということは、全く そうだと思います。

それから、それは命令できなかつたら、アドバイスはできるわけです。私は、本来は命令できるものだと思つてゐるんです、その関係からいふと。事務的にちょっと調べてみてください。というようなことでぜひ御認識をいただきたい。

そういう形で出てこなければ、私たちの委員会はない総意としても、ぜひ証人喚問でいこう、出てこないんだから。それが唯一の私たちの国政調査会としての、発動せざるを得ないと、いう認識にも立つておりますので、そのことを踏まえて対応いただきたいというふうに思つてます。

たら大臣いない方がましで、そういうものなんですよ、大臣というのは。そういう気持ちでひとつ対応をしていただきたいというふうに思います。その意思があるんだということを、さっきの答弁で私はそう受けとめさせていただきました。いいですね、それで。

○川口国務大臣 北方四島、支援委員会、この関連のことについての実態を明らかにするということが必要であるというのは、私は一貫して思っておりまして、そのように行動をいたしているつもりです。その中で、私の権限としてできることを最大限いたしているということです。

船。テロ事件の後、考えてみたら、この不審船の情報がもたらされたのはこれはまたアメリカなんですね。そういう前提の中で日本が動いて、沈んでしまった、それをこれから引き揚げるかどうかという決断が迫られている。こういう形で、整理をしなければいけない事象というのが起きてきております。

この問題を、外務省としてどんなスタンスでそれぞれ向かっていこうとしておられるのかということを中心には、外務省には聞いていきたいといふふうに思つのですが、その前に捜査当局の見解をまとめてここで聞かせていただきたいと思うのであります。

では、だから出なさいと言つて出なければいけない立場にあるか。基本的には御本人がどうお思ふになるかということに尽きてしまうんですけども、関連があるけれども、じゃ出なさいと言つて私の命令、要するに組織的にそういうふうになつているわけではございませんので、そう言つて出るという立場に、御本人が出るというふうにお思いになればそれはそれでいいんですけども、出るというふうにおっしゃつていらっしゃらないようでございますから、その場合には、私が幾ら強権を発動してみても、出なさいと言つても、では、聞かなければ命令違反か、そういう

答弁があれば、
○川口国務大臣 まず、支援委員会の活動、あるいは北方四島の支援の問題について、できるだけ調査をし解明をする必要があると思っているというのは、これは全くそういうことでござります。
したがいまして、いろいろな調査もさせていたしましたし、資料についても可能な限りお出しをさせていただいているわけでございます。それらは外務省として持っている資料、コピーがあるということもござりますけれども、としてできるということでございまして、これは外務省の判断でできるわけです。

○中川(正)委員 大臣、これから脱官僚的スタンスというのを御期待申し上げます。頑張ってください。そんなよつた遠慮をしなくていいと思うのですよ。意思を持つて、しっかりとください。

あと、私たちもそういう手続をとりますから、どうぞひとつ外務省の方としても、それぞれの、高野さんだけじゃなくて青木さんも含めて、あるいは私たちが要請をしているのは外務省の職員、これについても直接参考人としてここで証言をしてもらいたいということを言っていますから、そのことを、一遍情報をとられて、検討を

まず、拉致問題であります。有本恵子さんの拉致確認という証言が元よど号犯の妻によってなされたわけであります。このことによつて、二〇〇〇年当時の、クリントン時代の韓国の大太陽政策に代表されるような、日朝の国交正常化に向けての議論が非常に華やかだったころ、そして米問題があつたころ、この人道支援を日本が決断して実行していくところ、このころの拉致問題の認識と、現在こうしてさまざまことが報道もされ、そして恐らく公安当局が、あるいは警察当局かもしませんが、つかんでおられる情報、刻々と変わつてしまつた

○中川(正)委員 賴みますから、大臣、官僚に戻らないでください。さっきのは全く丸出しだすよ、官僚の話が。

どうちにしたって、大臣としては、真相説明をしていくということをあれだけ表明されて、しかも、この支援委員会の性格そのものが問われたわけでしょう。この中の運営が問われたわけでしょう。では、当然、外務省としての、あるいは大臣の意思としても、それは言って、そのときの状況というのをみずから話ををするべきでないかという話が出てきて、大臣というのはポリティカルアボインティーですから、そういう政治決断というのは意思として持つて当然だと思うんですね。そういうことを前提にしてぜひやっていただきたい。

それでおっしゃった、支援委員会の事務局長に国会の参考人として出席をすることについて、御本人はこれを重く受けとめるべきだと私は思いますけれども、外務大臣が出るという形では申し上げられないということございます。私はや、それから外務省の事務局に対しては私は言つておりますけれども、できるだけ、可能な限り、これは解明に協力をすること自体が外務省のためでもあるというふうに私は思つておりまして、その方針は変わつておりません。

○中川(正)委員 大臣として、私は出るべきだと思うとはつきり言えばいいのですよ。それだけのこと。それがそれぞれの事務局に対してどういう影響を及ぼしてくるか、これは絶大なものですかね。本来は、それで影響を及ぼしてこないといつ

していただきたいというふうに思います。これ以上やつても水かけ論ですから、期待を申し上げます、期待を。よろしくお願ひします。それでは、質問に入つていただきたいと思うのですが、最初に、北朝鮮に関する問題の整理をこの辺でやつておく必要があるだろうということで取り上げさせていただきたいというふうに思うのです。最近、特にブッシュ政権になつてから、悪の枢軸という議論が出ています。が、非常に流れが変わつてきているということ。その流れが変わつてきているということを前提にしながら、最近北朝鮮との間で起きていることといいますと、拉致問題が一番最近では出ていますが、それと、日本の国内では朝銀と朝鮮総連の関係、あるいは不審

ておると思うのですが、それがどのように変わつてきているのかということ。

特に、八件十一人という内訳をこの間発表されました。が、この八件十一人の中身ですね。それと、ヨーロッパで今回の有本恵子さんの問題は起つたわけであります。が、このヨーロッパルートというの、証言によると、そんな一人、二人の話じゃなくて四十人、五十人というようなレベルであつたというような証言もこれあり、非常に錯綜しているのですね、さまざまな証言が。

それを警察としてはどのように整理をされて、今どのような認識があるのか。まずこのところを答弁いただきたいというふうに思います。

○西瀬政府参考人 お答えいたします。

このたびは、七件十名に加えて八件十一名とい

○川口國務大臣 まず、日韓の首脳会談の件でござりますけれども、これは安倍副長官が記者にブリーフをなさったところの情報が入ってきておりまして、小泉総理から、拉致問題は国民の生命にかかるわる重要な問題であり、その解決を強く北朝鮮に求めるという我が国の基本方針を説明なさったとのことです。これに對して金大中大統領から、こうした考え方について理解が示され、北朝鮮との対話によりこの問題の解決が図られることへの期待が表明されたというふうに聞いております。

考え方ってのことだというふうに私は想定しているのですが、どんな話なんですか、中身は。

○川口国務大臣 小泉総理が韓国に行かれて、韓国の首脳との間でどういうお話をするとかということについては、当然のことながら、私としては、小泉総理が、今までのこの拉致問題について申し上げれば、先ほど申し上げたような日本の基本的な考え方、粘り強く働きかけていく、それからアメリカ、韓国とも連携をして云々と申し上げましたけれども、そういうことの基本的な考え方に対する

の背景には、各省厅がしっかりと動いて、具体的な施策があつて初めて出てくる。これは世界の常識ですよ。それが、ただ話を聞いてくださいといふうなことになつては、これは情けないじゃないかというような受け取り方を私はさせてもらいます。というのは、なぜかといったら、具体的な話が出てこないからですよ。どういうふうに連携をしていくかという具体的な話が出てこないからですよ。

腰になつて、それが後ろへ回されたという経過があつた。このことに対して、今回、流れが変わつてきて、さらに具体的な証言というのを得ながら、一つ一つの事実がはつきりしてきた。そこでもう一度、北朝鮮に対するスタンスというもののが全面的な検討といいますか、再検討というか、そういう練り直しがあつてしかるべきだろうということを期待しながら、私はさつき質問を申し上げたんです。

それが結果的には、これまでと変わっていない

ンをとったかというお話をございますけれども、これについては、先ほど申し上げましたように、今まで日朝国交正常化交渉等の場で、北朝鮮に対して拉致問題については触れてきておりまして、また有本さんについても問い合わせたという経緯がございまして、ずっと切れ目なくこれについては対応をしてきておりまして、まさに粘り強く働きかけるということの過程に今あるわけでございまして、それを今後ともやっていくということでございます。

考えておりましたし、それについて、あえて小早
総理に私から念を押させていたくまでもない
とだというふうに私は思つております。
これは、両首脳がお話をなさることでございま
すので、そういう基本的な考え方を踏まえても
話をいただけるだろうということのほかに、両首
脳が何をお話しになるかというのはまさに両首脳
が御判断なさる話でございまして、それについて
は私は、どういうふうなお話があつたかという
とは、まだ聞く段階ではないというか、まだ時間
の関係で伺つていないのでございます。

ていたときながら進めていたる話でございまして、先ほど申しましたように、拉致問題についての基本的な考え方というのは、もうずっと前からそういう方針でやつてきている話でございます。むしろそれを外れてということであれば、あるいは、一般的に言って、何かの今までの基本的な考え方があつて、それを変えるという段階では綿密に議論をさせていただきますけれども、本件については、もうこれはずっと官邸も外務省もそういうことで進めるということで意見が一致をしている話だということを申し上げたいと思います。

私は期待したんですよ。そういう話をわざわざ取り上げるということですから、これはひとつやつしていくのかなということを期待したんですけれども、ただ言っただけだという話になつていい。これはこれから先、また一つ一つの事象について私もテーマとして取り上げていって、全体野党のさらなる追及課題になると思うんですけども、進めていきたい、「このことを申し上げておきたい」というふうに思います。

ということについては、個別個別のどういう形で接觸があるかということについては、これは相手個別の問題についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○中川(正)委員　さっきは大臣、報道機関に福田官房長官からブリーフされたものを読ませましたけれども、私驚いたのは、本来、小泉総理が韓国でそういう議題を出して、このことについて交渉されるという前提是、当然外務省がイニシアチブをとっているんだというふうに思っていたんです。よね。事前に大臣と小泉総理の間には、あるいは大臣の意思として、この問題を韓国に対して、どういう形で具体的に協力していくか、さっきの抽象的な話じゃなくて、どういう形で具体的に連携をとっていくかということを考えられているのか。そのところを、やはり外務省としては当然

○中川(正)委員 その答弁では、つきりしたのは、斯というのは、総理大臣自身の問題意識であつて、外務省からイニシアチブをとつて、この問題について主体的に関係を持ちたいということではなくつたということですね、さっきの答弁は、いや、もう答弁はいいんです。答弁はいいんですけど、そこそこ、さっきのニュアンスではそういうことに聞こえますよ。

もし、外務省からそのイニシアチブをとつていくということであれば、もっと具体的な話が出てこないと。ちょっと話だけしておいてください、それで総理大臣が首脳会談の中でも一言二言漏らす、というような、そんなばかな外交はないですよ。そんなばかな外交はない。これは一つ一つが、卅間の常識というか世界の常識として、首脳会談がある、あって、その首脳同士の一言一言出てくる話のそ

その上で、小泉総理がどういう言葉を使ってどういうふうにおっしゃるか、これについて私が総理に対して、これはこういう言葉を使ってこういうふうにおっしゃってくださいということを言うべき立場ではないということを申し上げているだけございまして、基本的には、常に御相談は申し上げておるわけでございまして、この問題についても、私も韓国外務大臣との間で取り上げてしておりますし、そういうことは今までと今と全く変わりがないということです。

○中川(正)委員 もう抽象論はいいんです。
そこで、なぜこんなことを申し上げたかというと、これまで外務省は、この問題については余りにもないがしろにし過ぎたじゃないか、そういう議論が出ているわけです、背景として。それはなぜかといえば、そもそも北朝鮮との国交正常化を重んじる余り、この問題についてどうしても及び

朝銀と朝鮮総連の問題であります。ありがとうございます。
御苦労さんでござります。ありがとうございます。
これは北朝鮮との関連がどうだったのか。特に、一つは、破綻をしていく中で朝鮮総連との関連が出てきて、これが刑事犯罪まで問われた。それがはつきりしていく中で、この一連の中で、資金がどこまで北朝鮮に流れているのかということをどうつかんでおられるかということ。
それからもう一つは、一般的の借り手の中に不良債権があるわけですね。それに対して、破綻をしていく過程で日本の税がそこへ向いて導入をされるということで、これまで財務委員会でもこれはたびたび議論に上がったわけですが、一般の借り手から北朝鮮へ回った資金の総額、これをどうとらえておられるかということ。これを金融庁、あるいは預保の立場、どちらでもいいです、

金融庁の立場で来ていただいたんだろうと思うので、どうつかんでおられるのかということ。

の量というのをつかんでいるのを私、聞いているんですよ、一つ一つ、個別に。個別につかんでいる中の総額というのは、一体どれぐらいのものになっているのか。あるいは、どんなような形で向こうへ向いて、資金として流れていったのか。その中身、公安がつかんでいる中身、これを説明いただきたいというふうに思います。

二つの御質問があつたと思いますが、朝銀から北朝鮮の方に流れた資金の流れを把握しているか、こういう御質問が一つだったと思います。

結論から申しますと、私どもは、個別の取引につきまして、お答えは差し控えさせていただきたいということになります。

と、朝銀 자체は外国送金を直接できない、すなわちコルレス契約を結んでいる銀行ではございませんので、海外送金をする場合には、朝銀から北朝鮮の銀行とコルレス契約を結んでいる銀行にお金を移して、そこから送金をもらう、こういう形にならうかというふうに思います。朝銀が直接北朝鮮にお金を流すことができる、こういうわけではございません。

ところで、私が冒頭お答え申しましたのは、コルレスを結んでいる銀行から北朝鮮へ仕向ける取引について、個別のお話は控えさせていただきたいということをございます。

一番目でございますが、これも、債務者からどうお金が使われたかということについては、私ども、法制上も、そこまで把握する、そういう立場にございませんので、私どもは責任を持ってお答えすることのできないということをございます。

○**板木政府参考人** 先生が御指摘されましたような北朝鮮への送金につきましては、その全体像については必ずしも正確に把握しておりませんが、

貿易代金であるとか、あるいは在日朝鮮人の北朝鮮在住親族への生活援助金などの名目で、銀行送金、あるいは船舶や航空機を利用しました訪問者はの直接的な持参などの形で行われているものではないかというふうに承知しております。

○中川(正)委員 さっきの両者の話では、国民世論というものは納得しないんじゃないと思つんですよね。公的資金を入れるだけに、ここのことろはやはりはつきりしないと、これは何やつているんだという話になりますよ。

逆に聞くと、どんな工夫があると思いますか。

は与党、野党問わず、北朝鮮に対する一連の事象からいえば、これは国民世論にこたえていく義務があるだろうというふうに思うんですね。個別の問題とか、それから手続上の問題とかというのを超えて、やはりこれは政治決断だというふうに思ふんです。どうですか、大臣としてどんな方針

みたいと思います。
○村田副大臣 事業譲渡に至る受け皿に対しまして、事業譲渡を行う前は金融整理管財人によりましていろいろな責任追及の措置がなされ、事業譲渡後もRCCが責任を追及する、そういう役割を持つているということは委員も御案内のとおりでございますが、私ども、まだ破綻金融機関で受け皿に事業譲渡がなされていらない、そういう朝銀が残ってござりますものですから、これにつきまして資金援助を行うに当たりまして、多くの皆さん方から、不正な送金あるいは架空の名義の預金について今まで資金援助するのかということに対し大変な御批判をちょうだいいたしました。
そういう中で、残りの信用組合につきまして、ただいまは新設の受け皿銀行についての認可申請の法務審査が行われていて手続上の過程にございますけれども、資金援助をこうした受け皿にするに当たりまして、例えば架空、真正の預金者が当たらないというようなものについてまして、これを含めて資金援助をするということは避

けたいということから、こうした問題について
は、真正の預金者が把握されるまでの間はRCC
に移しまして、そして引き続き追及していくと
いう措置を。例えば講じているところでございま
す。

○中川(正)委員 これはもう一方の委員会で議論
しなきやいけない話ですが、そうしたもののがつま
びらかになるまでは、公的資金は預保の方から入
れないということを国会サイドは決議しなければ
ならないぐらいのことですね。という問題意識だ
と思うんです。

○中川(正)委員 いや、これは外為法の問題じゃないんです。外為法というのは手続上の問題だけで、その資金がどんな目的でどのように向こうで活用されたかというのは、これは外為法の話じゃないというふうに思うんですね。それはすりかえないのでください。

そういうことを前提にして、外務省の方にお尋ねをしたいんですが、この資金の流れというのが今はっきり、一つ一つはこれからはっきりさせなきゃいけないんでしようけれども、はっきりしてきた時点で、これはやはり国と国との問題として、こちらのカードなんですよ。これをどう認識されているのか。これはなかつたものとして、何もなかつたものとして、これは本当に通常の、国

○川口国務大臣 前に質問主意書でもお答えを申
は。これは大臣ですよ。相談したらしいでしよう、も
し必要であれば、大臣の答弁ですよ、こんなもの
の国と國との問題として取り上げていこうとして
いくのか。こここの判断と意思を聞かせていただき
たい。——これは大臣ですよ。副大臣じゃない、
省はそれに知らぬ存ぜぬという形でいいといふ
だというスタンスをとっているのか。それとも、
これに対して注目をしながら、この問題を外務省

う一度答弁をお願いします。

○川口國務大臣 もちろん外務省としては、これに限らず、外交を見ているという立場から、国際情勢については常に関心を払って見てています。

そういうことはありますけれども、この件につきましては、そういった事実、認めたという事実はないわけでございますので、では、そうなつたらばどうするということについては直接にはお答えできません、そういうことを申し上げました。

○中川(正)委員 非常に残念な答弁を繰り返しておられると言ふのはかないんです。どうぞひとつ、何回も言うようありますが、脱皮してください、そのことを改めてお願ひさせていただきます。

次に、不審船引き揚げの問題。だんだん時間が足りなくなつてきましたが、もっとほかにも、外務省改革も含めてやりたかったんですけども、不審船引き揚げの問題について海上保安庁に確認をしたいんです。

今回、私たちの目から見ると余りにもタイミングよく、エンジンが故障した船がいるぞということがアメリカから通報されて、現在の経過に至ったわけですが、このアメリカの通報というものはどれぐらいの頻度であるのか。全体の、その不審船というのをどういうふうに認識をしているのか。もう一つ加えて、上海付近の基地から出入り、ちょっとこの質問がおとついも出ていましたけれども、この上海付近の基地から出入りという情報というのは、これは報道上では出ているんですけども、日本のどの機関にどういう形で通報されているのか、もう一回、ここのこところを確認したいと思うんです。

○纏野政府参考人 御説明申し上げます。

私どもが認識しております不審船、これまでに私どもが確認しているだけで、前回のも含めて二十一隻ございますけれども、これは昭和三十年代以降でございますが、これらにつきまして、私どもの船あるいは航空機が確認したもの、それか

ら漁業者から通報を受けたもの、それから防衛庁

から通報があったものということをございまし

て、私どもとして、直接米軍から通報を受けたも

のというはございません。

それから、お尋ねのもう一点は、その不審船についてどういうふうに今認識をしているかというところでございますが、不審船というのは、行動目的やそういうものが不審なものということであり

ます。

それから、上海等に立ち寄ったということについてのお尋ねでござりますけれども、そのような報道がされたことは承知しておりますが、私どもとして、そのような情報が私どもにあるいは他の部署にあつたということは承知をしておりま

ん。

○中川(正)委員 さつきと同じ質問を外務省にし

たいんですが、これはどのようにとらえられてい

ますか。

それからもう一つ、アメリカ軍から恐らく日本

の防衛庁へ向いて通報があつて、それからそれぞ

れに行くんでしょうねけれども、外務省の方にもそ

うした通報はなされてきているのか。さつき海上

保安庁がトータルで二十一隻あるというお話をす

が、この中で、アメリカ軍経由で一番最初に來た

のは幾つぐらいなのかということ。

それから、上海付近の基地からという情報、こ

れを外務省は正式にアメリカから受け取っている

のかどうか。日本の防衛庁がこれを正式に受け

取っているのか、外務省にもそういうことが正式

な情報として来ているのかどうか、これを確認し

たいと思います。これは大臣でなくとも結構で

す、わかっている人で。

○佐藤政府参考人 ただいまの御照会でございま

すが、先ほど海上保安庁からも御答弁がございま

い合わせをしましたか、しませんか、イエス、

の、不審船が上海付近に出入りしているといった

ような情報等については、個々の米国とのいろいろな情報のやりとりというのは、個々にいつどう

いうことがあったかということは一般には申し上げられないわけですが、先ほどのような情報につきましては、私どもとして、米国から外務省に対

して通報があったというふうには承知をいたして

おりません。

○中川(正)委員 大臣、日本国内では、これから中国と折衝をしていく中で、この上海付近の基地

というのが非常に注目されているんですね。マスコミであれだけ大きく載ったわけですから。

このマスコミの報道によると、上海付近の基地だけじゃなくて、もっと北の方にそれぞれ拠点がある可能性もある。それが、日本に来ている不審船のルートとして具体的にこんな形でおりてきて

いますよというのを報道されているんですね。この報道に対して、外務省というのはどういう認識を持っていられるんですか。

また、それを報道されたら、当然アメリカに問い合わせしているはずだと思うんですよ、外務省は。これはどうなんだ、こういう形のもので、

ひょっとしたらうちの防衛庁の方にあつたのかも

しれないとかいうような話は、この職にある人でもあるとすれば問い合わせして当たり前だろうと

我々の感覚からいうと思うんですけれども、そのとき問い合わせた中で、アメリカ政府としては

どう言っているのか、このことを聞かせていただ

きたいと思います。

大臣、どうですか。まあ、大臣のところに伝

わっていなかもしれない。それを向こうへ問

い合わせしたんだろうと思ふんだけれども、向こ

うの返事はどうだったんですか。

○佐藤政府参考人 基本的に先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほど私、こうした情報に

おいでございましたが、その趣旨は、いろいろな

やりとりを通じて、明確な形でその確認をしてお

らないということです。いろいろな情報交換等も含めて、確認をしておらないということ

でござります。

○吉田委員長 時間ですけれども。

○中川(正)委員 確認をしていないといつたら、

これは怠慢ですよ。大臣、こんなもの当然の話

じゃないですか。これは責任問われますよ。これ

から一番難しい議論を中国としていかなければな

らないということに、さつきはっきりと確認して

いないと言っているんです。アメリカに対して。

外務省はどういうスタンスですか、これは。もう

ノードで答えてください。

○佐藤政府参考人 先ほど大臣からもお答えを申し上げましたとおり、この問題については、私ども外務省としても当然関心を持つて見ているわけ

でございますが、米国側ともいろいろな意見交換、情報交換を行っておりますが、その個別具体的な内容ということでござりますので、どういう

やりとりをしているかということについては、お

言いわけは結構です。

今からいいところなんだけれども、時間が来てしまつたんですが、どちらにしても、今、全体の国際的な流れが変わってきてる。特に、ブッシュ大統領が日本に来て、さまざまな方向転換というのを求めてきているなというのは我々も感じます。それに対して、今のような外務省のスタンスでは、日本の意思ができていないじゃないですか、この新しい流れに対して。

特に、この北朝鮮の問題というのは、これから一つのメルクマールになるというふうに思うんです。そのことを改めて指摘させていただいて、私たちのこれからこの委員会の焦点もここに当たっていくということを通告申し上げて、私の質疑を終わりたいというふうに思います。**大臣** お疲れのところありがとうございました。

○吉田委員長 次に、土田龍司君。

○土田委員 前の中川委員がちよつと欲求不満だったでしょから、私も続けてその件を話したいと思うんですが、アメリカからやはりこの通報がなかったというふうに外務省も防衛庁も海上保安庁も言っているわけですね。だったら、職務怠慢だ。こういった報道がされたらば、本当かどうかすぐ確かめるのが私も普通だと思うんです。本当は、僕は外務省はやつたんじゃないかと思うんですね。こういった報道がなされているけれども、本当かどうかと、日本大使館を通じてやつたんじゃないかという気がするんです。それ余りにあいまいにする、外務委員会の審議についてあいまいにすることはよくないことですよ。ですから、そんなに極秘にしなきゃならないような事項じゃないと思うんですけども、ぜひ、答弁についても前向きにやっていただきないと外務委員会の審議が非常に空虚になってしまってほどう感じがしますので、外務大臣の答弁も、関心を持つておりますというような答弁はやめていただきたい。もっと前向きに、まじめに、真剣に答えたい。今回の不審船につきましても、中国側の態度を

非常に気にしているらしいやるような感じがします。確かに、唐家璇外務大臣の不審船に対する発

言というのは微妙に変わってきて、だんだん、余りやらないでくれというようなニュアンスを私も受け取るんです。

しかし、考えてみると、日本のEEZの中で

中国の海洋調査船が調査をしている、これについては、事前協議によって日本と中国の間で時期とか区域とかあるいは目的とか方法とかをあらかじめ決めてやっているわけですね。それに対して、中国の海洋調査船が頻繁にその約束を破る。三回破つた。それに対して、日本は中国に対して抗議をしたと言うが、文書で抗議をしたのではなくて單なる口頭で、今後気をつけてくださいというようない回答しかしていない。

この海洋調査船の問題については、私はもう前回も、何回もこの委員会で取り上げましたから、外務大臣も多分議事録をお読みになっていると思

いますけれども、日本の経済水域の中で、単なる海洋調査でなくして、エアガンとかボーリングをやつて資源探査をやっているじゃないかという指摘を私はしたんです。そこまでやられておきながら、中国に対しては単なる口頭での抗議であったということ、それを裏返せば、今回の不審船の問題ですよ。同じような立場に今度は日本が立てば、もうちょっと外務省のはつきりしたやり方があるんじゃなかろうかという気がするわけです。

沈んだ船がどここの船だったのか、何の目的だつたのか、単なる民間の船だったのか、それはわからぬから引き揚げよう。官房長官は、引き揚げる方向だと言っている、それについては中国との問題があるからいろいろ難しい問題も発生しているというふうに言っているわけですが、今の中

國は、中國の外務省でもいいですが、どういった態度をとつておられますか。

○川口国務大臣 不審船につきまして、まさに今委員おつしやられましたように、中国側は、この不審船が中国の排他的經濟水域の中に沈没をして

いるということで、したがいまして、この引き揚げについては、中国が持っている海洋環境に関する管轄権、それから天然資源に関する主権的な権

利、これに關係をするために慎重に対応するべきであるということを言っているわけでございま

す。

日本側いたしましては、現在、これも委員御案内のように、船体調査をしているという段階に

あるわけですねけれども、調査を実施した上で、手順としては船体の引き揚げということになるだろうと思います。それは、こうした調査の結果を見破つた。それに対して、日本は中国に対して抗議をしたと言つたが、文書で抗議をしたのではなくて單なる口頭で、今後気をつけてくださいというようない回答しかしていない。

したがつて、今の段階で、引き揚げにつきましたが、中国側と協議を行つてることではございません。

○土田委員 わかりました。

日露青年交流委員会についてお尋ねします。

最近問題になつてゐるのが支援委員会、日本からロシアに対する支援委員会の話ですが、この日露青年交流委員会といふのは、その目的も方法も全然違つわけですねけれども、非常に共通点がある。それは、相手がロシアであるということ、それから日本が一方的に支援するということ、あるいは事務局長が同じ人であるということ。それらを考慮合わせますと、非常に似通つた点があるというふうに感じるわけです。

これが設立されたのが、平成十一年の十一月、日露首脳会談においてということをございます

が、これがどういった目的で設立され、そのとき

にどういた議論がなされたかといふのは、そのときの問題ですから今さら言いませんけれども、

まず、この協定の条文の中で毎年一回委員会を開

か。

○土田委員 多分ないと思うんですが、私はないと聞いておりますけれども。

そこで、この交流事業を実施するに当たり、ま

ず第一に、委員会で協議する、意見交換をするわ

けですね。委員会でやつて、そしてその決まり

ございますが、大体これまでに年間どのくらいの予算を使っておられて、そして、よく調べていな

いのですが、ロシアから何人来て、日本から何人

行って、まだ数年しかたつておりませんので、こ

○齋藤政府参考人 お答えいたします。

日露青年交流委員会の活動についての御質問でございますが、御指摘のとおり、一九九九年、初年度においては委員会を開催いたしましたけれども、二〇〇〇年度、二〇〇一年度につきましては、双方の都合がつかなかつたために外交ルートを通じまして協議を行つたということでございま

す。

日本側がつぶかなかつたために外交ルートを通じまして協議を行つたということでございま

す。

ごぞいます。

これまでどういった内容が実際に行われたのか、御説明ください。

○齋藤政府参考人 この日露青年交流委員会の活動は、大きく分けて三つござります。第一は、招聘・派遣事業でございます。青年のロシアからの招聘及び日本からの派遣でございます。第二は、フェローシップ事業でございます。第三が日本語教師の派遣支援事業ということです。

さいまして、予算的に申しますと、これは平成十一年度に十九億二千五百万円程度の補正予算で開始いたしました。十二年度、十三年度、三千八百万円弱の通常予算をいたしております。

それから、実行ベースでございますけれども、招聘・派遣事業につきましては、平成十一年度に四億百万円程度、平成十三年度に一億三千九百五百万円程度等々でございますが、まだほかの事業についても御説明いたしましょうか。

○土田委員 いいです。

では、今のところ、要するに行ったり来たりの交流がほとんどだというふうに感じるんですけれども、まずは一つは、支援委員会と同じように国際機関であるということから会計監査がされていない。それが会計監査しているかというのが第一の質問。

それから二つ目は、高野さんが事務局長をやつていらっしゃるわけですねけれども、この直属の上司といいますか機関といいましょうか、だれにこいつた内容を具体的に報告しているんでしょうが。

○齋藤政府参考人 高野事務局長は、この日露青年委員会の事務局長でございまして、日本側の委員及びロシア側の委員に報告する立場にあるということです。

それから、会計検査の関連のお尋ねがございましたが、これは私どもとしては、もちろん日本の会計検査院は国際機関ということで直接検査をする形になつてございませんが、外務省に対する実地調査において外務省としても適切な形で御協力

申し上げるということと、それから青年交流委員会の活動については、監査法人による監査を毎年受けて報告してもらっている、こういう形をとっているわけでございます。

○土田委員 委員会に報告するということですが、れども、実際は、ロシアから三人、日本から三人でですね。齋藤さんもその委員になつていらっしゃるわけですね。この委員会というのは開かれていない。外交ルートを通じて委員会の機能を果たしているんだというふうにおっしゃいますけれども、それで済むんでしょうかね。委員会は開かれないと、日本政府に対してもいっただけの予算を下さないというふうに言って、それが認められて予算が執行されていると。何か非常にあいまいな感じがするんです。

監督すべき立場にあるその委員会は、ロシアが三人、日本が三人というふうにおっしゃいますけれども、具体的に、うまく機能しているか、あるいは公正に運営されているのかというような感じがするんです。どうもはっきりしない点があるようないいです。

○齋藤政府参考人 結論から申し上げますと、この日露青年交流委員会の活動状況につきましても、ただいま、これまでの活動の中で改善すべき点があつたかなかつたかということも含めまして調査をしているところでございまして、近々出でまいります調査を踏まえまして今後の改善に努めてまいりたいと思いまますけれども、率直なところを申し上げますと、支援委員会と青年交流委員会を比べますと、青年交流委員会はきちんと、ロシア側も委員が三人おりますし、日本側の委員も三人ございまして、残念ながら、二年目、三年度物理的な状況の中での交換によって意見を交換し、年間計画を立てたところでございますけれども、支援委員会のように委員が不在となると、この点についてはどう考へていらっしゃいますか。

○川口国務大臣 委員のおっしゃるとおりでございまして、国際社会の中でこういった問題の存在を知らせ、認識してもらいうことは非常に重要だと私どもも考えております。

具体的に、例えば今まで何をしたかということですけれども、日米首脳会談、あるいは私がパウ

○土田委員 この交流委員会にも鈴木宗男議員が非常に深くかかわりをしていました。七十九回の招請プログラムの中で、八割近くについて鈴木さんは同席をしていたり表敬を受けたりという関与をしていました。

○齋藤政府参考人 ロシア側から参ります招聘者の希望も踏まえまして面会、表敬等アレンジしてありますので、鈴木議員以外にも、お会いいたしました国会議員の先生方、何人かいらっしゃいました。ただ、圧倒的に鈴木議員が多くたということは御指摘のとおりでございます。

○土田委員 時間がないのでもうはしょってしまいました、ちょっと最後の一間にさせてください。

大臣にお尋ねするんですが、北朝鮮の拉致問題についていろいろな質疑がなされました。なかなか具体的な進展がないということは非常に残念であります。大臣も多分同じような認識を持ついらっしゃると思うんです。

これで、ほかに方法がないのか私ちよつと考えてみたんです。が、なかなか見つからないんですね。なぜ日本人だけがねらわれるのか、何人も警察当局が確認したというか、極めて高い確率の人が八件、十一人いる、ほかにもいるんじゃなかろうかということになつて、なかなか進展しないんですが、国連の場において、あるいは韓国や中国やロシアや関係する国々において、日本の実情をもっと理解してもらいうような努力をしたらどうかなという感じがするんですが、この点についてはどう考へていらっしゃいますか。

○川口国務大臣 委員のおっしゃるとおりでございまして、国際社会の中でこういった問題の存在を知らせ、認識してもらいうことは非常に重要だと私どもも考えております。

具体的に、例え今まで何をしたかということですけれども、日米首脳会談、あるいは私がパウ

エル国務長官とやりました外相会談の場でも取り上げておりますし、昨年の段階ですと、五月のASEM外相会合、七月のARF外相会合及びG8外相会合等の場で、日本から拉致の問題を取り上げまして、その結果として、これらの会合の最終文書等には、北朝鮮に係る人道上の問題に対する懸念及び北朝鮮側の建設的な対応への期待が記されています。

○土田委員 今月の十六、十七日に、中国の大連市において北朝鮮の課長クラスと協議をした、その際に、有本さんの消息を確認するように申し入れたという報道がなされたんですが、これは事実ですか。

○齋藤政府参考人 ロシア側から参ります招聘者は差し控えさせていただきたいと思います。

○土田委員 というのは、あったことでも言えな、協議をしたかどうかとも言えないというわけですか。

○川口国務大臣 個別の接触についてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○土田委員 というのは、あったかどうかについてもどうことです。

○土田委員 わかりました。

時間ですのでこれでやめますけれども、やはり日本の主権が侵されているということを国民全部が感じているわけでございますので、ぜひいい方向に進むといなと思いますし、最後に、やはり米朝交渉がもうちょっと進展をしないとうまくいかないなという感じがしますので、アメリカにも少しお願いをして、米朝交渉が進展するように御尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

○吉田委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 外務大臣、一昨日の質疑の続きについてお聞きいただきたいと思います。

いまして、国際社会の中でこういった問題の存在を知らせ、認識してもらいうことは非常に重要だと私どもも考えております。

一つ最初にお聞きしたいと思いますのは、北方領土返還についての基本態度、北方領土返還を要求する基本態度。

一昨日私、申しましたように、私たちとは、スマッターリングが千島列島を不法占拠したところから始まっている、全千島の返還ですが、外務大臣は四

島返還という立場でいらっしゃると思いますが、いずれにしましても、その立場の違いはあるけれども、日本の主権を回復したいという点では一致しているんではないかと思います。

外務省の基本的な立場が、四島についての日本の方針でございます。この四島の帰属の問題を解決して平和条約の締結ということは、ずっと我が国との基本的な方針でございます。

○松本(善)委員 同じことだと思いますけれど

か、まず伺いたいと思います。

○川口国務大臣 北方四島は我が國固有の領土でござります。この四島の帰属の問題を解決して平和条約の締結ということは、ずっと我が国との基本的な方針でございます。

○松本(善)委員 同じことだと思いますけれど

か、まず伺いたいと思います。

そこで、鈴木議員の暴行事件について伺います。

これは一昨日、外務省が言っていることが事実だ、委員会にも、殴られるけるということで一週間の傷害を受けた、これは事実だということをお認めになつています。

私は実は、一昨日も申しましたが、かなり関係者に当たりました。この傷害の被害者にもお聞きをしようと思ったけれども、外務省は電話をさせると言われたんですけれども、電話は来ませんでした。やはりいろいろ立場を考えていらっしゃる御父君が国連大使を務めた外交官だということも存じ上げていますが、この方が週刊朝日に述べておられるることは非常に信憑性があるといいますか、外務省がこれは真実だというふうに言つていい根拠としては非常に強いと思います。

お聞きをしようかとも思つたけれども、やはりいろいろお立場があるうかと思って遠慮をいたしました。週刊朝日そのもので言いますけれども、「私はもう退官していましたが、確かに当時、息子は鈴木先生に殴られて顔にけがした」と言つて怒っていました。国会議員が公務員を殴るなんてとんでもないことだし、立場上抵抗できないのに暴力を受けたわけですから、本人の屈辱感は察するに余りある。それで「このことは上司に報告し

て、ちゃんと対処してもらつよう」とアドバイスしたのですが……省内でもみ消されていたんですね。私は、当然だというふうに思います。

外務大臣にお聞きしたいのは、この問題について、三月十九日の参議院の外交防衛委員会で、佐藤道夫民主党参議院議員の質問に答えて、少なくとも抗議すべきだ、今聞き取り調査中ですというふうに答弁をされたということあります。まだ未定稿はできていませんが、そういう趣旨だといふことでございます。このときの処置、要するに、被害者としては公にしようとしていたにもかかわらず外務省がとめたんだと思います。このことについてどのようにお考えになつておられるか、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○川口国務大臣 まず、被害者が当時これを公にしようとしていたのに外務省がとめたということの事実関係については、私はきちんと存じません。今調査中であるという意味で、確認を申し上げることとはできないということです。

その上で、これはやはり、国家公務員が殴られるというふうに思つております。実は、被害者の御父君が国連大使を務めた外交官だということも存じ上げていますが、この方が週刊朝日に述べておられるることは非常に信憑性があるといいますか、外務省がこれは真実だというふうに言つていい根拠としては非常に強いと思います。

お聞きをしようかとも思つたけれども、やはりいろいろお立場があるうかと思って遠慮をいたしました。週刊朝日そのもので言いますけれども、「私はもう退官していましたが、確かに当時、息子は鈴木先生に殴られて顔にけがした」と言つて怒っていました。国会議員が公務員を殴るなんてとんでもないことだし、立場上抵抗できないのに暴力を受けたわけですから、本人の屈辱感は察するに余りある。それで「このことは上司に報告し

○松本(善)委員 抗議すべきだったということですね。私は、当然だというふうに思います。

そこで、鈴木議員の言うのは人數も違いますし、いろいろなところに問題がありますが、私は、主権論、これは主権の問題だということになりました。ただ、その中で、一昨日も申し上げましたが、話を聞くことができた方もあります。

一番大事だと思いますのは、被害者の外務省の職員は、主権論、これは主権の問題だということで議論になり、そのあぐくの果てに殴られた、こういうことを聞きました。

これは、外務省が理事会に提出をした経過報告でも伺うことができます。この同行の外務省職員は、この企画を現場で知らされ、入域手続に際し、ロシア側税関職員がこれら苗木の検疫証明書を要求したことに対し、外務省とも電話連絡をとった上で、そのような証明書を提出することはロシアの管轄権に服することになり、北方四島に終的には苗木を持ち帰ることになったという上、殴られたことが書かれています。

これは、やはり主権の立場から、検疫証明書をもらって苗木を植えるということになればロシアの主権を認めることになるから、それで本省と連絡をとってその立場をあくまで貫いた。私は、外務省職員としては極めて正しい態度をとられた、

立場は私どもとは違いますけれども、そういうふうに言われたのは事実ですか、答弁で。そういうふうに聞いておりますが。

○松本(善)委員 少なくとも抗議すべきだといふことには、私は思つたのですが、

とないから返してくれ、こういう立場で、主権を回復するという、日本の正当な主張だということを言う立場は全くないんですね。

私は、これが本質であって、単なる暴行というだけにとどまらない、主権を主張している外務省職員に對して暴行を加え、傷害を加えた、極めて重大なことだと思いますけれども、外務大臣の所見を伺いたいと思います。

○川口国務大臣 委員の御質問の趣旨がちょっといま一つはつきりいたしませんでしたが、この殴打事件について私がどう考えるかということについては、先ほど申し上げたおりでございます。

これは、外務省が理事会に提出をした経過報告でも伺うことができます。この同行の外務省職員は、この企画を現場で知らされ、入域手続に際し、ロシア側税関職員がこれら苗木の検疫証明書を要求したことに対し、外務省とも電話連絡をとった上で、そのような証明書を提出することはロシアの管轄権に服することになり、北方四島に終的には苗木を持ち帰ることになったという上、殴られたかということについては、ちょっとよくわかりませんが、当該外務省の職員につきましては、いかんじやないか、そういう重大性があるのではないかということを伺いました。

○川口国務大臣 鈴木議員がどういう立場で殴られたかということについては、ちょっとよくわかりませんが、当該外務省の職員につきましては、まさに日本の固有の領土である北方領土に対するロシアがこれを不法に占拠しているという状況の中、我が國の国民が検疫を受けるといふことはロシア側の管轄権に服するということ

で、ロシア側の北方領土における管轄権を前提とした行動になるわけございますので、これは認めることはできないという立場にあつたわけでござります。

○松本(善)委員 要するに、ロシアの主権を認めることになるから、それはだめだと。私は、そういう点では、まさに正論だらうと思います。

○川口国務大臣 ちょっとと当時、当時といいますことは、鈴木議員の立場が基本的に政府の立場か、そのときに私がどういう御答弁を申し上げたかといふことがきっちり記憶の中に今ないんですねけれども、今私がどう思うかということについて

言いますと、そういうことではないかと思いま

す。

これは、この主権論がここで論争になつたといふことは、鈴木議員の立場が基本的に政府の立場とは違つて、いうことの新たな証明の一つだと私は思います。彼が領土返還不要論を言ったという内文書の中に、ノンペーパーを鈴木議員が示したといふくだりがあります、昨年十二月。ノンペーパーというのは、外交上どういうものでしよう

○川口國務大臣 これはあくまで一般論でござりますけれども、ペーパーでない、紙といいますか、メモといいますか、そういうペーパーとしてきちんと認識をされない紙だというふうに理解します。

○松本(善)委員 ノンペーパーというのは、政府としては未決定の提案を記した紙のことというふうに報道はされています。これは朝日ですけれども。

それで、鈴木氏が同年十一月に、ブーチン大統領らにあてた当時の森首相の親書を持って訪問し、イワノフ当時国家安全保障会議書記、今は国防相と会談した際に、領土問題で何らかの非公式提案をしたと見られる。公式な立場で行ってノンペーパーを渡しているというのが一昨日の文書にありました。これは重大なことではありませんか。

○川口國務大臣 この文書につきましては、これ

は出所不明の文書でございますので、私として

は、このペーパーの内容についてコメントを申し

上げるのは差し控えさせていただきたいと思いま

す。

○松本(善)委員 一昨日もそういうふうに答弁を

されました。やはりこれは内部告発だと思います。

内部告発をやはり進めなければならない。阿

川さんなんかはそういう意見を報道で発表されて

います。

アメリカは内部告発保護、ホイッスルプロア法

というのを八九年に制定しております。内

部告発をしても保護されるという法律です。そ

ういう法律を必要だとお考えになりませんか。

○川口國務大臣 これは、外務省の問題だけでは

なくして、一連の官庁あるいは企業、さまざまな場

で内部告発というのが現在あるわけでございま

して、この内部告発をした人間の権利、人権をどう

守るかということとも含めて、それから、内部告発

という組織の人間としての行動が許容されるかど

うかということを含めて、さまざまな議論が今あ

ると思います。

この議論につきまして、私は、「変える会」で

思つて

おりま

せん。

事局長の意見を聞きたい。一般論です。

○古田政府参考人 一般論というお尋ねでござい

ますので、あくまで一般論ということでお答えい

たしますが、傷害罪等につきまして、さまざま

な問題の中で、やはり外務省がどの

ようにならぬことを望まいかということ

を

思つ

う

る

よ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

がないように、外務省としても今までさまざまな手を打ってまいりましたし、今後とも、外務省改革の中でも、この点については十分に注意をしていかたいと思います。

それで、御質問の、この件が松尾個人の犯罪であったかどうかということにつきましては、これはまさに裁判の過程でそれを明らかにしていただいたわけでございまして、判決がその結果であつたかと思います。

判決の中にも指摘されていました点につきましては、これは、組織としての関連につきましては、外務省としては、一度こういうことが起らぬないように、十分に今後注意をして、きちんとやつていく

ということだと考えております。

○東門委員 いろいろ一致点はありますけれども、外務省をめぐっては、昨年の一連の不祥事の中で、松尾被告のほかにも、元職員三名を含む計六名が起訴されていますね。九州・沖縄サミットでハイヤー代をだまし取ったとされる小林元課長

も、外務省をめぐっては、昨年の一連の不祥事の中で、松尾被告のほかにも、元職員三名を含む計六名が起訴されていますね。九州・沖縄サミットでハイヤー代をだまし取ったとされる小林元課長

も、外務省をめぐっては、昨年の一連の不祥事の中で、松尾被告のほかにも、元職員三名を含む計六名が起訴されていますね。九州・沖縄サミットでハイヤー代をだまし取ったとされる小林元課長

であります。会議の準備、手配をするいわゆる口ジスティックスをこなしてきたというふうに聞いております。

松尾被告はその筆頭格であり、ノンキャリアの背景には、キャリア組が外交交渉を担い、ノンキャリアが裏方の業務に当たるという、何か身分格差があるように見受けられます。事件をきっかけとして、若手職員への領事事務体験の義務づけ、そういうことも改革案がおされていましたが、そのような小手先の見直しではなくて、キャリアとノンキャリアという職員間の身分格差に直接切り込んでいかなければ、組織の改革は難しいと思います。今後も同様な事件が起ころ可能性はあると思うんですが、大臣、いかがでしょうか。御意見をお聞かせください。

○川口国務大臣 わっしゃいましたように、こういったことが起こる背景の要素をいたしまして、

外務省の中における、何の試験を通って入省したかということがその先をある程度規定することにつながっているという部分というのはあると思います。

これにつきましては、今度の「開かれた外務省のための十の改革」の中で、やはり、いわゆるノンキャリアと言われる方々、キャリア、一種でない方々について、適材適所でやっていく必要があることをしておりますし、今回、五十のポストについて省内公募を今やっている最中ですけれども、こういった試みももっと広げていく必要があるだろうと思います。

一般的にこれは、外務省は今後、国家公務員の試験で採用していくということになりますので、よその省の並び、同じになるわけでござりますけれども、国家公務員試験もⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種とありますけれども、それぞれその試験のカテゴリーが違うわけでござりますけれども、こういったことをどうするかということについて、多分これは広く日本政府全体の話として御検討をいただく必要がある話なのではないかと思います。

○東門委員 確かにおっしゃることはよくわかります、採用の時点から、あるいは入省のところから違うということもわかりますけれども、やはり、もう分けたままで走るんではなくて、入って後、いろいろな交流があれば、またインセンティブとしてもすごく動いていくのではないかと私は思います。ぜひ考慮していただきたいと思います。

○東門委員 確かにおっしゃることはよくわかります。御指摘は、いかなることであれ

外務省は甘受すべきだと思いますけれども、この話なのではないかと思います。

○東門委員 確かにおっしゃることはよくわかります。御指摘は、いかなることであれ

外務省は甘受すべきだと思いますけれども、この話なのではないかと思います。

○東門委員 確かにおっしゃることはよくわかります。御指摘は、いかなることであれ

外務省は甘受すべきだと思いますけれども、この話なのではないかと思います。

○鈴木議員との関係を利用して、入札資格の変更

あるいは支援委員会事務局のいいかげんな運営等を行っており、鈴木氏と外務省はいわば共犯であることは言えると思います。その意味で、この鈴木議員をめぐる問題も、一連の外務省不祥事の流れの中で、外務省の本質に根差して発生した問題であるということは言うまでもありません。

そして、今回の事件も含めて、外務省不祥事による一番の被害者は、何といっても、税金を浪費され、ゆがんだ外交をされて、国益を害された國民であるということ。外務省には、国民への反対とおわびという視点が欠けているのではないかと思われますが、この一連の疑惑に関する外務省の責任について、大臣はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○川口国務大臣 よく、一連の今回のことに関連して、外務省は被害者の顔をしているという御指摘がございます。御指摘は、いかなることであれ

外務省は甘受すべきだと思いますけれども、このことについて申し上げますと、決して被害者の顔をしているということではないと私は考えていました。ぜひ考慮していただきたいと思います。

○川口国務大臣 よく、一回の議事録の要旨が公表されましたので、その内容について確認をしたいと思います。

このうち、第一回の議事録の要旨が公表されましたので、その内容について確認をしたいと思います。

「変える会」の第一回会合の冒頭発言として、外相は、十の改革について職員から千を超える意見をもらつたとした上で、十の改革における例示は職員の意見ともほとんど一致しており、職員の改革意識にはすばらしいものがあると述べておられます。

しかしながら、この発言は、国民の視線から見れば全く理解はできないものであると私は思いました。NGO問題をめぐる外務省の答弁しかりであり、ブール金をめぐる対応しかりであります。先月二十日には、ホテル代水増し請求事件の舞台となつたホテルニューオータニを四月の国際会議の会場とする予定であったことが明らかとなつています。これから見れば、同会合で委員の中から出た、外務省は本当に見えるつもりがあるのかわからないところがあるという発言こそが的を射た發言であると思われます。

大臣は、職員のどのような言動をもつて、職員の改革意識はすばらしいというふうに思われたのでしょうか。御意見をお聞かせください。

○川口国務大臣 十の改革、骨太の方針の例示として挙げさせていただいたさまざまな対策、これは、私が外務大臣を拝命したとき以来、そういう

上の措置をとるということは既に申し上げております。

○東門委員 先ほど大臣がおっしゃった十の改革について質問をさせていただきますが、先月発表されました「開かれた外務省のための十の改革」の会合が今月一度開催されたようです。その会合では、五月の連休明けに中間報告を、七月月中旬に最終報告を発表する予定ということがあります。

そこで、外務省の不祥事、政と官の関係を含め徹底的に議論するとともに、やはり議論の過程は可能な限りすべて公表し、透明性の高いものにすべきであると考えます。

このうち、第一回の議事録の要旨が公表されましたので、その内容について確認をしたいと思います。

「変える会」の第一回会合の冒頭発言として、外相は、十の改革について職員から千を超える意見をもらつたとした上で、十の改革における例示は職員の意見ともほとんど一致しており、職員の改革意識にはすばらしいものがあると述べておられます。

しかし、外務省は甘受すべきだと思いますけれども、このことについて申し上げますと、決して被害者の顔をしているということではないと私は考えていました。ぜひ考慮していただきたいと思います。

○川口国務大臣 よく、一回の議事録の要旨が公表されましたので、その内容について確認をしたいと思います。

このうち、第一回の議事録の要旨が公表されましたので、その内容について確認をしたいと思います。

「変える会」の第一回会合の冒頭発言として、外相は、十の改革について職員から千を超える意見をもらつたとした上で、十の改革における例示は職員の意見ともほとんど一致しており、職員の改革意識にはすばらしいものがあると述べておられます。

しかし、外務省は甘受すべきだと思いますけれども、このことについて申し上げますと、決して被害者の顔をしているということではないと私は考えていました。ぜひ考慮していただきたいと思います。

○川口国務大臣 十の改革、骨太の方針の例示として挙げさせていただいたさまざまな対策、これは、私が外務大臣を拝命したとき以来、そういう

政府代表部の新設を行つことがあります。

改正の第三は、インドにおけるカルカタ市の市名変更に伴い、総領事館の名称及び位置の地名をカルカタからコルカタに変更することになります。

改正の第四は、為替相場の変動等を踏まえ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等の改定を行うことになります。

以上の改定内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定については、平成十四年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。以上が、法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○吉田委員長 趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたします。

午後三時三十九分散会

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（目的等）
第一条 この法律は、平成十七年に開催される二千五百日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。
2 この法律において「国際博覧会条約」とは、一千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約（一千九百四十八年五月十日、一千九百六十六年十一月十六日及び一千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに一千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足

されたもの）の改正による改正前の千九百一十八年十一月二十二日にパリで署名され、一千九百四十八年五月十日、一千九百六十六年十一月十六日及び一千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに一千九百八十二年六月二十四日の改正によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する

条約をいう。

（二千五年日本国際博覧会政府代表）
第二条 外務省に、二千五年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十一年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条 代表は、二千五年日本国際博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千五年日本国際博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を執るものとする。（任免）

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百三十六万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この法律は、二千五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

されたもの）の改正による改正前の千九百一十八年十一月二十二日にパリで署名され、一千九百四十八年五月十日、一千九百六十六年十一月十六日及び一千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに一千九百八十二年六月二十四日の改正によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する

条約をいう。

（二千五年日本国際博覧会政府代表）
第二条 外務省に、二千五年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十一年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条 代表は、二千五年日本国際博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千五年日本国際博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を執るものとする。（任免）

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百三十六万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

地 域	所 在 国	号									別						
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
アジア																	
	インドネシア	770,000	680,000	643,700	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200	309,700	287,300				
	ヴィエトナム	680,000	580,000	543,800	524,200	504,600	443,200	384,300	340,000	300,700	276,000	256,400	236,800				
	カンボディア	770,000	720,000	684,000	661,300	638,600	564,800	496,600	440,200	394,800	360,900	338,200	315,500				
	シンガポール	760,000	740,000	701,200	678,800	656,300	582,300	514,900	456,700	411,700	376,000	353,500	331,100				
	スリ・ランカ	650,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200				
	タイ	700,000	660,000	617,900	596,400	575,000	506,800	442,500	391,900	349,000	319,800	298,300	276,900				
大韓民国		610,000	520,000	484,100	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400	213,000	193,700				
中華人民共和国		760,000	640,000	593,900	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600				
ネパール		840,000	670,000	627,000	603,000	578,900	505,600	433,600	383,000	335,000	308,500	284,500	260,500				
バキスタン		750,000	730,000	690,500	667,500	644,500	570,000	501,100	444,100	398,100	364,100	341,100	318,100				
パンダラデシュ		680,000	630,000	598,500	577,800	557,200	491,300	429,300	380,200	338,900	310,500	289,800	269,200				
東チモール		780,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500				
フィリピン		660,000	640,000	606,600	587,000	567,400	502,900	444,000	393,800	354,500	323,800	304,200	284,600				
ブータン		670,000	570,000	537,300	518,000	498,600	438,000	379,900	336,100	297,300	272,900	253,500	234,200				
ブルネイ		710,000	680,000	643,700	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200	309,700	287,300				
マレーシア		650,000	630,000	589,000	567,500	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,700	276,200	254,800				
ミャンマー		590,000	550,000	516,400	495,700	475,100	413,100	351,100	309,800	268,500	247,900	227,200	206,600				
モルディブ		790,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300				
モンゴル		680,000	660,000	617,900	596,400	575,000	506,800	442,500	391,900	349,000	319,800	298,300	276,900				
ラオス		810,000	780,000	740,000	716,000	691,900	613,300	541,300	479,900	431,900	394,600	370,600	346,600				
大洋州		760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700				
オーストラリア		630,000	610,000	569,600	548,900	528,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100				
キリバス		560,000	520,000	484,100	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400	213,000	193,700				
サモア		690,000	670,000	632,400	611,700	591,100	523,500	461,500	409,200	367,900	336,200	315,500	294,900				
ソロモン		570,000	550,000	518,000	499,400	480,800	422,500	366,700	334,500	287,300	263,600	245,000	226,400				
トウヅアル		790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800				
トンガ		690,000	670,000	632,400	611,700	591,100	523,500	461,500	409,200	367,900	336,200	315,500	294,900				
ナウル		630,000	610,000	569,600	548,900	528,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100				
ニューサーランド		520,000	500,000	464,800	446,200	427,600	371,800	316,000	278,900	241,700	223,100	204,500	185,900				
パプア・ニューギニア		760,000	740,000	701,200	678,800	656,300	582,300	514,900	456,700	411,700	376,000	353,500	331,100				
パラオ		780,000	750,000	705,200	679,100	653,000	572,300	494,100	436,800	384,600	353,500	327,400	301,300				
フィジー		630,000	610,000	569,600	548,900	528,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100				

	マーシャル ミクロネシア	780,000	750,000	705,200	679,100	653,000	572,300	494,100	436,800	384,600	353,500	327,400	301,300
北米	アメリカ合衆国 カナダ	920,000	720,000	671,300	645,500	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
中南米	アルゼンチン アンティグア・バーブーダ エチオピア ウルグアイ エクアドル エル・サルバドル ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタ・リカ コロンビア ジャマイカ スリナム セント・クリストファー・ネイ セント・ヴィンセント セント・ルシア トリニダード・トバゴ ドミニカ共和国 ニカラグア ハイチ パナマ パハマ バラグアイ バルバドス ブラジル ペリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ	710,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
	710,000	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
	720,000	710,000	680,000	639,900	615,300	590,800	515,900	442,300	390,800	341,700	314,700	290,100	265,600
	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	302,100	278,900	255,600	232,400
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	750,000	720,000	679,300	654,300	629,200	551,600	476,500	421,300	371,200	341,000	316,000	291,000	265,800
	830,000	810,000	761,500	735,700	709,900	626,800	549,300	486,700	435,100	398,100	372,300	346,500	321,300
	690,000	670,000	627,700	604,700	581,700	510,300	441,400	390,300	344,300	316,300	293,300	270,300	250,300
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	670,000	650,000	607,600	584,400	561,100	490,100	420,400	371,400	324,900	299,200	275,900	252,700	232,400
	680,000	660,000	624,400	602,700	581,000	512,000	446,900	395,800	352,400	322,900	301,200	279,500	258,200
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	710,000	680,000	639,900	615,300	590,800	515,900	442,300	390,800	341,700	314,700	290,100	265,600	245,300
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100	202,100
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900	285,800
	820,000	800,000	752,900	728,300	703,800	623,600	550,000	487,700	438,600	400,800	376,200	351,700	321,200
	650,000	630,000	588,200	565,800	543,300	474,600	407,200	359,800	314,800	289,900	267,400	245,000	222,100
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	650,000	630,000	589,000	567,500	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,700	276,200	254,800	232,400
	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800	265,800
	690,000	640,000	601,100	578,100	555,100	484,900	416,000	367,500	321,500	296,100	273,100	250,100	228,100
	720,000	700,000	653,600	629,600	605,500	531,000	459,000	405,800	357,800	328,700	304,700	280,700	258,200
	790,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900	285,800
	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	357,000	332,400	307,900	285,800
	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900	285,800
	740,000	700,000	653,600	629,600	605,500	531,000	459,000	405,800	357,800	328,700	304,700	280,700	258,200

歐州	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	アンドラ	イタリア	ヴァチカン	ウクライナ	ウズベキスタン	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	ギリシャ	キルギス	グルジア	クロアチア	サイprus	サン・マリノ	イスラエル	スウェーデン	スペイン	スロヴァキア	スロヴェニア	タジキスタン	チュニジア	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノールウェー	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ペルルーシ	ペルギー	ポーランド	ポスニア・ヘルツェゴビナ																																																																																								
610,000	590,000	548,600	526,700	504,700	438,900	373,100	329,200	285,300	263,300	241,400	219,500	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300	860,000	830,000	779,200	751,300	723,500	635,900	552,200	488,700	432,900	397,200	369,300	341,500																																																																																												
810,000	790,000	740,500	714,100	687,800	604,900	525,900	465,400	412,800	378,600	352,300	326,000	780,000	750,000	708,200	683,200	658,100	579,100	504,000	446,100	396,000	363,100	338,100	313,100	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100																																																																																												
720,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400	790,000	770,000	722,800	698,500	674,200	595,800	523,000	463,500	414,900	379,500	355,300	331,000																																																																																												
760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600	750,000	650,000	606,800	582,500	558,200	485,400	412,600	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700	680,000	630,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000																																																																																												
620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	800,000	780,000	735,600	710,800	686,100	606,100	531,700	471,200	421,600	385,700	360,900	336,200	780,000	750,000	708,200	683,200	658,100	579,100	504,000	446,100	396,000	336,100	313,100	293,600																																																																																												
620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400																																																																																												
670,000	640,000	600,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200	670,000	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	320,800	295,800	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	320,800	295,800	270,800																																																																																												
620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400																																																																																												
690,000	660,000	619,600	594,800	570,100	495,700	421,300	371,800	322,200	297,400	272,600	247,900	690,000	660,000	619,600	594,800	570,100	495,700	421,300	371,800	322,200	297,400	272,600	247,900	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	320,800	295,800	270,800																																																																																												
620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100	760,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500	690,000	660,000	594,800	570,100	549,500	495,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300																																																																																												
720,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	720,000	700,000	674,700	652,500	630,300	557,100	495,700	444,100	396,000	363,100	338,100	660,000	640,000	593,900	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600																																																																																													
810,000	790,000	740,500	714,100	687,800	604,900	525,900	465,400	412,800	378,600	352,300	326,000	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300	710,000	690,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100																																																																																												
650,000	640,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000	650,000	630,000	600,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000	650,000	630,000	600,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000																																																																																										
760,000	730,000	688,900	664,600	545,300	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	760,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500	650,000	630,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000																																																																																												
660,000	640,000	593,900	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600	660,000	640,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300	710,000	690,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100																																																																																												
760,000	730,000	688,900	664,600	545,300	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	760,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500	650,000	630,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000																																																																																												
650,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	650,000	630,000	600,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	324,000	309,700	285,100	261,300	237,600	222,100	209,900	207,700	205,500	203,300	201,100	198,900	196,700	194,500	192,300	190,100	187,900	185,700	183,500	181,300	179,100	176,900	174,700	172,500	170,300	168,100	165,900	163,700	161,500	159,300	157,100	154,900	152,700	150,500	148,300	146,100	143,900	141,700	139,500	137,300	135,100	132,900	130,700	128,500	126,300	124,100	121,900	119,700	117,500	115,300	113,100	110,900	108,700	106,500	104,300	102,100	100,900	98,700	96,500	94,300	92,100	90,900	88,700	86,500	84,300	82,100	80,900	78,700	76,500	74,300	72,100	70,900	68,700	66,500	64,300	62,100	60,900	58,700	56,500	54,300	52,100	50,900	48,700	46,500	44,300	42,100	40,900	38,700	36,500	34,300	32,100	30,900	28,700	26,500	24,300	22,100	20,900	18,700	16,500	14,300	12,100	10,900	8,700	6,500	4,300	2,100	0,900

ボルトガル	640,000	620,000	574,500	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	298,700	275,800	252,800	229,800
マケドニア旧ユーゴースラヴイ ア共和国	800,000	770,000	723,700	695,800	668,000	583,000	499,300	441,100	385,300	354,900	327,000	299,200
マルタ	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
モルドヴァ	760,000	730,000	688,900	664,600	640,300	563,600	490,800	434,500	385,900	353,800	329,600	305,300
ユーロースラヴィア連邦共和国	920,000	880,000	813,100	785,200	757,400	668,100	584,400	517,700	461,900	422,900	395,000	367,200
ラトヴィア	760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600
リトニア	770,000	750,000	698,700	672,900	647,100	567,100	489,600	432,900	381,300	350,300	324,500	298,700
リヒテンシュタイン	670,000	640,000	600,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200
ルーマニア	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
ルクセンブルグ	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
連合王国	830,000	700,000	652,000	599,800	521,600	443,400	391,200	339,000	313,000	286,900	260,800	236,800
ロシア	940,000	760,000	711,600	685,900	577,400	498,400	440,600	388,000	356,500	330,200	303,900	276,800
中東												
アフガニスタン	810,000	790,000	746,400	722,100	697,800	618,400	545,600	483,800	435,200	397,600	373,400	349,100
アラブ首長国連邦	750,000	720,000	679,300	654,300	629,200	551,600	476,500	421,300	371,200	341,000	316,000	291,000
イエメン	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
イスラエル	660,000	610,000	575,200	553,300	531,300	464,200	398,400	352,000	308,100	283,600	261,700	239,800
イラク	820,000	800,000	752,900	728,300	703,800	623,600	550,000	487,700	438,600	400,800	376,200	351,700
イラン	840,000	790,000	748,600	723,300	698,000	616,500	540,600	479,000	428,400	392,000	366,700	341,400
オマーン	730,000	700,000	660,000	635,700	611,400	536,100	463,300	409,700	361,100	331,700	307,500	283,200
カタル	760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600
クウェイト	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
サウディ・アラビア	810,000	770,000	722,800	698,500	674,200	595,800	523,000	463,500	414,900	379,500	355,300	331,000
ジョルダン	670,000	650,000	607,600	584,400	561,100	490,100	420,400	371,400	324,900	299,200	275,900	252,700
シリア	680,000	660,000	621,200	598,500	575,800	505,100	436,900	386,400	341,000	313,100	290,400	267,700
トルコ	610,000	590,000	555,900	534,700	513,500	448,700	385,200	340,400	298,000	274,300	253,200	232,000
バハレーン	730,000	700,000	660,000	635,700	611,400	536,100	463,300	409,700	361,100	331,700	307,500	283,200
レバノン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
アフリカ												
アルジェリア	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
アンゴラ	910,000	880,000	832,500	803,800	775,200	683,600	597,600	529,300	472,000	432,200	403,600	374,900
ウガンダ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
エジプト	740,000	650,000	614,800	592,400	569,900	500,000	432,600	382,600	337,600	310,100	287,600	265,200
エティオピア	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
エリトリア	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
ガーナ	770,000	750,000	707,600	684,900	662,200	587,400	519,200	460,500	415,100	379,000	356,300	333,600
ガーボ・ヴェルテ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ガボン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
カムルーン	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800

ガンビア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ギニア	820,000	800,000	758,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
ギニア・ビサオ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ケニア	750,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
コモロ	710,000	680,000	640,600	617,100	593,600	520,600	450,100	398,000	351,000	322,400	298,900	275,500
コンゴー共和国	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
コンゴー民主共和国	980,000	950,000	894,200	865,500	836,900	742,400	656,400	582,200	479,300	450,700	422,000	
サントメ・プリンシペ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
サンビア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
シェラ・レオーネ	750,000	720,000	684,000	661,300	638,600	564,800	496,600	440,200	394,800	360,900	338,200	315,500
ジブチ	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
ジンバブエ	850,000	820,000	769,700	741,000	712,400	623,900	537,900	475,500	418,200	384,400	355,800	327,100
スー丹	830,000	810,000	765,100	741,600	718,100	639,100	568,600	504,700	457,700	417,300	393,800	370,400
スワジランド	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500
セイシェル	700,000	680,000	634,200	611,000	587,700	515,500	445,800	394,200	347,700	319,400	296,100	272,900
赤道ギニア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
セネガル	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
象牙海岸共和国	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
ソマリア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
タンザニア	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
チャード	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
中央アフリカ	820,000	800,000	758,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
デュニジア	640,000	610,000	575,200	553,300	531,300	464,200	398,400	352,000	308,100	283,600	261,700	239,800
トーゴ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ナイジェリア	820,000	800,000	758,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
ナミビア	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500
ニジェール	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ブルキナ・ファソ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ブルンディ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ベナン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ボツワナ	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500
マダガスカル	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
マラウイ	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
メリ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
南アフリカ共和国	610,000	570,000	536,600	516,200	495,800	433,300	372,100	328,800	288,000	265,100	244,700	224,300
モーリシャス	710,000	680,000	617,100	593,600	520,600	450,100	398,000	351,000	322,400	298,900	275,500	
モーリタニア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
モザンビーク	730,000	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500		

地 域	所 在 地	号						別											
		総	領	事	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8
アシア	コルカタ チエンナイ ムンバイ ジャカルタ スラバヤ マカッサル メダン ホーチミン バンコック 濟州 釜山 広州 上海 瀋陽 香港 カラチ マニラ コタ・キナバル ペナン	670,000 640,000 60,000 540,000 560,000 570,000 540,000 670,000 480,000 590,000 610,000 650,000 620,000 700,000 700,000 650,000 530,000 540,000 510,000	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	655,200 621,300 598,800 524,200 524,200 553,100 524,200 627,400 464,800 570,100 570,100 603,000 578,900 576,400 658,500 700,000 625,900 611,700 518,000 522,300 495,700	200 300 800 200 200 100 600 200 800 100 100 000 600 400 500 400 800 300 700 100	632,700 598,800 527,500 443,200 443,200 470,700 443,200 532,600 387,300 475,100 475,100 403,800 505,600 552,300 634,400 700,000 599,800 521,600 523,500 498,600 438,000 475,100	700 500 100 200 200 700 200 700 300 100 100 000 600 300 300 500 800 300 100 300 300 100	559,700 492,300 460,100 443,200 384,300 411,800 384,300 464,400 387,300 403,800 403,800 403,800 403,800 408,300 486,500 443,400 461,500 409,200 379,900 376,400 413,100	円 円	492,300 460,100 443,200 384,300 340,000 411,800 384,300 464,400 387,300 403,800 403,800 403,800 403,800 408,300 486,500 443,400 461,500 409,200 379,900 376,400 351,100	400 100 000 300 200 800 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	398,400 352,000 464,400 464,400 309,700 421,800 468,300 505,500 448,000 401,500 310,800 285,300	400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000 400 000	352,000 308,100 418,400 421,800 523,700 385,300 528,100 575,200 448,000 401,500 310,800 285,300	308,100 382,200 359,200 362,000 283,600 338,800 320,700 343,900 264,900 310,800 285,300	261,700 239,800 336,200 320,700 244,500			
北米	アトランタ アンカレッジ カンザス・シティ	670,000 740,000 670,000	円 円 円	619,700 712,700 619,700	900 900 900	593,900 593,900 593,900	400 400 400	516,400 504,800 438,900	438,900 445,400 387,300	300 300 300	335,700 386,000 335,700	309,800 356,300 309,800	284,000 326,600 284,000	258,200 297,000 258,200					

サン・フランシスコ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
シアトル	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
シカゴ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
デトロイト	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
デンバー	640,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
ニューヨーク	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
ハガツニヤ	790,000	681,600	653,200	568,000	482,800	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000
ヒューストン	710,000	681,600	653,200	568,000	482,800	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000
ポートランド	640,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
ボストン	730,000	681,600	653,200	568,000	482,800	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000
ホノルル	730,000	681,600	653,200	568,000	482,800	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000
マイアミ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
ロス・アンジェルス	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
ヴァンクーバー	630,000	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
エドモントン	610,000	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
トロント	630,000	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
モントリオール	610,000	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
中南米										
クリチバ	570,000	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	288,700	275,800	252,800	229,800
サン・パウロ	590,000	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	288,700	275,800	252,800	229,800
ペレーン	620,000	604,700	581,700	510,300	441,400	390,300	344,300	316,300	293,300	270,300
ポルト・アレグレ	570,000	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	288,700	275,800	252,800	229,800
マナオス	650,000	633,600	610,600	537,800	468,900	415,100	369,100	338,400	315,400	292,400
リオ・デ・ジャネイロ	590,000	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	298,700	275,800	252,800	229,800
リオフェレジーフェ	600,000	578,100	555,100	484,900	416,000	367,500	321,500	296,100	273,100	250,100
リマ	690,000	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
歐州										
ミラノ	600,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
ジュネーヴ	600,000	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200
バルセロナ	560,000	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
ラス・バルマス	560,000	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
デュッセルドルフ	590,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200
ハンブルグ	590,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200
フランクフルト	590,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200

ミュンヘン ストラスブル パリ	590,000 550,000 550,000	545,300 532,900 532,900	522,600 510,700 510,700	454,400 444,100 444,100	386,200 377,500 377,500	340,800 333,100 333,100	295,400 288,700 288,700	272,600 266,500 266,500	249,900 244,300 244,300	227,200 222,100 222,100
マルセイユ エディンバラ ロンドン ウラジオストク サンクト・ペテルブルグ ハバロフスク ユジノ・サハリンスク	650,000 650,000 650,000 650,000 650,000 650,000 650,000	625,900 625,900 625,900 625,900 625,900 625,900 625,900	599,800 599,800 599,800 599,800 599,800 599,800 599,800	521,600 521,600 521,600 521,600 521,600 521,600 521,600	443,400 443,400 443,400 443,400 443,400 443,400 443,400	391,200 391,200 391,200 391,200 391,200 391,200 391,200	339,000 339,000 339,000 339,000 339,000 339,000 339,000	313,000 313,000 313,000 313,000 313,000 313,000 313,000	286,900 286,900 286,900 286,900 286,900 286,900 286,900	260,800 260,800 260,800 260,800 260,800 260,800 260,800
中東 ドバイ ジェッダ イスタンブル	800,000 800,000 800,000	748,000 748,000 748,000	721,700 721,700 721,700	637,100 637,100 637,100	558,100 558,100 558,100	494,400 494,400 494,400	441,800 441,800 441,800	404,300 404,300 404,300	378,000 378,000 378,000	351,700 351,700 351,700
中東 ドバイ ジェッダ イスタンブル	650,000 650,000 520,000	627,700 627,700 508,100	602,600 602,600 486,900	526,200 526,200 423,400	451,100 451,100 359,900	398,500 398,500 317,600	348,400 348,400 275,200	320,800 320,800 254,000	295,800 295,800 232,900	270,800 270,800 211,700

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号									別号										
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号
北米 (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	880,000 880,000 680,000	760,000 760,000 660,000	710,000 681,600 653,200	568,000 482,800 426,000	369,200 340,800 312,400	340,800 312,400 284,000	312,400 284,000 245,300														
歐州 (在ウェーヴィー国際機関) ウェーヴィー (在ウェーヴィー国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) ラッセル (欧州連合)	700,000 700,000 670,000 680,000 620,000	650,000 650,000 640,000 595,100 590,000	606,800 582,500 558,200 536,400 555,100	485,400 485,400 412,600 480,300 532,900	364,100 364,100 315,500 408,300 510,700	291,200 291,200 267,000 360,200 444,100	267,000 267,000 242,700 312,200 377,500	242,700 242,700 242,700 288,200 333,100	240,200 240,200 240,200 288,200 288,700	224,300 224,300 224,300 264,200 266,500	200,200 200,200 200,200 264,200 266,500										
	700,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200									

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号
手 当 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	

附則

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中、在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在東チモール日本国大使館及び国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。